

内閣府における被災者支援の実施状況

(避難者に関する発災前・発災直後・発災以降の取組を中心に)

令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

令和7年3月

内閣府政策統括官（防災担当）付避難生活担当参事官室

本日本話すること

- 災害対策基本法・災害救助法・防災基本計画の概要
- 避難所等での避難生活の質の確保に取り組んでいます
(現在、改正法案審議中)
- 災害ケースマネジメントとは
～平時からの取組をお願いします～
- 個別避難計画の作成を進めてください
～防災部局と連携して、まずは作ってみましょう
(だんだんと良いものにしていきましょう)～

災害対策基本法・災害救助法 の概要

災害対策基本法の概要



災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 —「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 —防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 —自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動等）

災害救助法の概要

1. 災害救助法とは（②制度の概要）

<法の目的>

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

<実施体制>

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。（法定受託事務）
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

<救助の種類>

■災害が発生した段階の救助（法第4条第1項）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 避難所及び応急仮設住宅の供与○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給○ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与○ 医療及び助産○ 被災者の救出 | <ul style="list-style-type: none">○ 被災した住宅の応急修理○ 学用品の給与○ 埋葬、死体の搜索及び処理○ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去） |
|---|--|

■災害が発生するおそれ段階の救助（法第4条第2項）

- 避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む

<適用要件・基準>

■災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～第3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第1条第1項第4号）

■災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

災害救助法の概要

<救助の程度、方法及び期間>

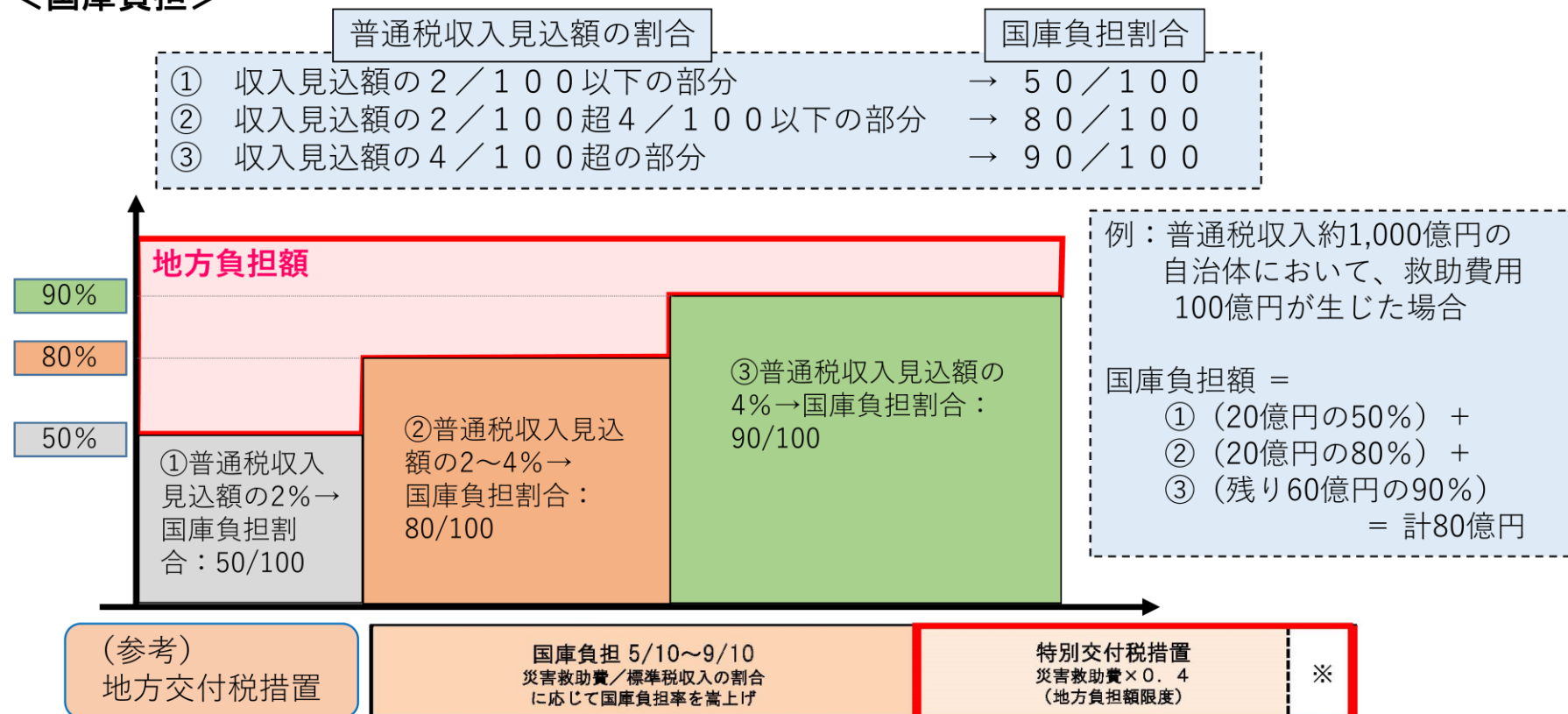
○ 一般基準（令第3条第1項）

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準※に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※ 平成25年内閣府告示第228号）

○ 特別基準（令第3条第2項）

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

<国庫負担>



※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

➡ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

防災基本計画の概要

防災基本計画の概要

○防災基本計画とは

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるものです。

○防災基本計画の特色

災害の種類に応じて講じるべき対策が容易に参照できるような編構成としています。災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って記述しています。国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にするとともに、それぞれが行うべき対策をできるだけ具体的に記述しています。

○防災基本計画の編構成

第1編	総則	第6編	火山災害対策編	第11編	道路災害対策編
第2編	各災害に共通する対策編	第7編	雪害対策編	第12編	原子力災害対策編
第3編	地震災害対策編	第8編	海上災害対策編	第13編	危険物等災害対策編
第4編	津波災害対策編	第9編	航空災害対策編	第14編	大規模な火事災害対策編
第5編	風水害対策編	第10編	鉄道災害対策編	第15編	林野火災対策編

※「第1編 総則」では、「本計画の目的と構成」（第1章）や「防災の基本理念及び施策の概要」（第2章）などを記述しています。

※第2編以降では、概ね「第1章 災害予防」（発災前）、「第2章 災害応急対策」（発災直後）、「第3章 災害復旧・復興」（発災以降）に分けて、時間的順序に沿って記述しています。

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

第1編 総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

- ・被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

(2) 指定避難所等の運営管理等

○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

（中略） また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1編 総則

第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項

3 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。（後略）

避難所等での避難生活の質の確保

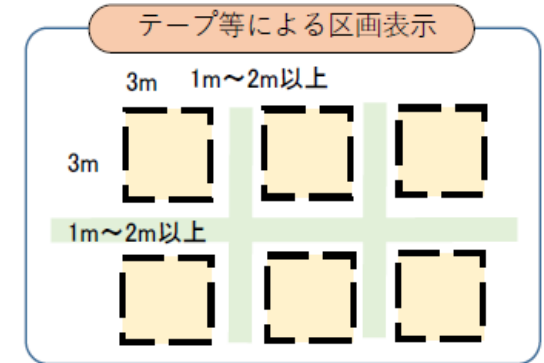
～ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ～

避難所の生活環境の確保について



- 避難所は市町村が設置 全国の指定避難所等（※）の数は10.9万箇所（令和6年11月時点）
- 避難所の生活環境について、内閣府においてガイドライン・事例集を作成し、市町村に周知
 - 健康やプライバシー等に配慮した避難者スペース（パーティション）、トイレ、寝床の確保
- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」に転換
 - 安全な親戚、知人宅への避難や、在宅避難・車中泊避難の実施、ホテル・旅館の活用（2次避難）を推進
- 平時から、高齢者・障害者等の避難行動要支援者のうち、特に支援を要する者の個別避難計画を作成（市町村の努力義務）

【市町村の作成状況】策定率 ～20%：883団体(51.3%)、80～100%：240団体(13.9%)
未策定：141団体(8.2%)等 令和6年4月1日現在



「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）（令和2年6月）」より抜粋

（※）指定避難所及び協定・届出等により確保している避難所



パーティションテントの活用
（令和6年台風第10号、中津市）



パーティションテントの活用
（令和6年9月20日からの大雨、珠洲市）



段ボールベッドの活用
（令和6年7月豪雨災害、戸沢村）

避難所における備蓄・防災機能設備の状況等について



- 災害対策基本法、防災基本計画等に基づき、市町村は災害に備えた物資の備蓄、設備整備を行うこととされている。
- 備蓄品目については、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション等を求めており、各自治体の中央倉庫や避難所に備蓄されている。
- 避難所においては、防災機能設備の整備が進められており、冷房機器は約6万2000箇所（74%）暖房設備は約6万5000箇所（78%）等確保されている（令和6年11月時点）。
- 備蓄や設備・施設整備に関しては、以下の地財措置が講じられている。
 - ・ 普通交付税措置として、非常用備蓄物資
 - ・ 緊急防災・減災事業債として、防災資機材等備蓄施設、災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源及びトイレカー）、指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、シャワー、空調）等
 - ・ 特別交付税措置として、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等

自治体の中央備蓄倉庫



参考

災害対策基本法第49条

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

防災基本計画（令和6年6月 中央防災会議）

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への 考え方の転換

避難所支援から避難生活の多様化への支援に！

- ・ 指定避難所

- ： 避難生活が多様化しても、引き続き重要

- ・ 協定・届出避難所（いわゆる自主避難所の事前届出）

- ： 避難所運営を地域に委ねるもの。先行事例（次ページ参照）のように、備蓄物資を行政から提供する等を通じて、事前から行政が把握しておくことが重要

- ・ 2次避難（ホテル、旅館等）

- ： 一定期間の避難生活が想定される場合に有効であり、事前にホテル等と協定を締結することが重要

- ・ 車中泊避難

- ： 避難所の集団生活が合わない人に有効であり、事前に広い駐車場を確保することや避難所と同様の支援物資（弁当等）の提供を行うことが重要

- ・ 在宅避難

- ： 避難所の集団生活が合わない人に有効であり、避難所と同様の支援物資（弁当等）の提供を行うことが重要

【コラム】自主防災組織等が運営する届出避難所（岡山県倉敷市）

■岡山県倉敷市では、地域防災力強化のため、平成25年度から、地域の集会所や企業・団体等から使用許諾を得た施設等を、災害時に避難所として自主防災組織が運営する場合、事前の申請により届出避難所として認定する取組を実施している。認定された場合には、あらかじめ備蓄品を市が配備することとなっている。

●対象の集会所等

- 1 災害時に避難所として使用することについて、所有者又は管理者の使用許諾を得てください。
- 2 災害の種類によって、開設に条件を付します。
※指定避難所又は指定緊急避難場所（小学校や公民館など）を届出避難所とすることはできません。

●申請から認定、避難所開設から閉鎖までの手順

- 1 自主防災組織内で、避難行動を行う際に拠点とできるような集会所等がないか話し合う。
- 2 災害時の使用について、建物の所有者又は管理者の使用許諾を得る。
- 3 必要事項を記入した届出避難所設置申請書と添付書類を市へ提出する。
- 4 市は、提出された申請の適否を決定し、その旨を通知する。
- 5 備蓄品を配備する。
- 6 災害時必要に応じて届出避難所を開設する。
- 7 開設後速やかに、開設時間、避難者数等を市へ報告する。
- 8 閉鎖後、届出避難所報告書を市へ提出する。

●備蓄品の配備

届出避難所に認定された場合は、施設等の収容可能人数により毛布、保存水、非常食を市の備蓄品として配備します。

収容可能人数	備蓄品	数量
1人から30人まで	毛布	10枚以内
	保存水	24本以内
	非常食	24食以内
31人から60人まで	毛布	20枚以内
	保存水	48本以内
	非常食	48食以内
61人以上	毛布	30枚以内
	保存水	72本以内
	非常食	72食以内

●避難所運営上の留意事項

- 1 届出避難所の運営及び維持管理は、自主防災組織が自ら行うこと。
- 2 運営に関する費用のうち、備蓄品以外は自主防災組織の負担とすること。
- 3 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた被害にかかる賠償等については当事者の負担とすること。
- 4 備蓄品を使用した場合、又は、消費期限を経過した場合は、市に連絡し補充を受けること。
- 5 届出避難所を廃止するときは、届出避難所廃止届を、市へ提出すること

倉敷市HP (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36584.htm>)

避難所の数の確保

千葉県千葉市

避難所の確保のための登録制度の実施

「千葉市では、災害時に多様な避難形態により避難者を受け入れよう分散避難を促している。そのほかの1つとして、市内自治会集会所等をあらかじめ「地域避難施設」と認定し、災害時に「地域の避難先」として、市内自治会等が自主的に開設し、最寄りの指定避難所と連携して避難者の受け入れ等を行うことができるよう「地域避難施設名目制度」を導入している。

取組の内容

千葉市は「①身近な避難先の確保」、「②感染症をふまえた分散避難」の観点から、集会所等活用の必要性について検討し、地域避難施設認定制度を制定した。

①身近な避難先の確保

令和元年の大雨災害において、道路が寸断されたほか、距離、地形的要因、身体的理由等により、自宅から最寄りの指定避難所まで移動できない方がいた

②感染症をふまえた分散避難

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染防止の観点から、避難先における3密（密集・密接・密閉）を回避するため、複数の避難先を確保し、分散避難を進める必要がある

●地域避難施設認定制度事業の概要

【対象とする施設】

- ・町内自治会等が所有する集会所
- ・マンション管理組合が管理する施設
- ・その他、町内自治会等が本制度の活用を目的に確保した施設
- ※他施設、立地基準あり

【認定時の市からの支援内容】

- ・食料（アルファ米）、飲料（ペットボトル水）の備蓄品の供与
- ・携帯トイレ（備蓄品）の供与
- ・防災行政無線の戸別受信機を貸与

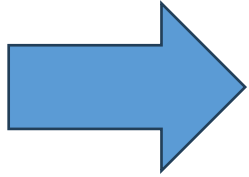
地域避難施設の運営にあたっては、町内自治会等による自主的な運営を前提として活用することを想定している。

取組の効果

令和6年1月時点で市内9つの町内自治会等が認定施設として認定し、一定数の町内自治会等では避難所の開設訓練（受付方法や退避スペースの区別）が実施されており、避難所の確保を行っている。

千葉市では、今後地域避難施設設置の促進について、より住民に周知徹底を図るよう、ホームページや防災講座等で周知を図り、活用を促していきたいと考えている。

各自治体におかれては、5種類の避難に対応できているか確認を！
（内閣府からの調査でも対象に加えています）



準備が十分でなければ、以下の事項も踏まえて、早急に事前防災の推進を！

発災した場合には避難所の状況を、随時内閣府・都道府県に連絡を！
（内閣府からも問い合わせます）

<レイアウト・ゾーニングの設定>

- ・パーティションメントや段ボールベッドを設置すると、それだけでレイアウト。ゾーニングの設定となり、有効な手段
- ・ビニールシートやビニールテープを体育館の床に張ることで、レイアウト・ゾーニングを設定することも可能

→ いずれにしても、事前に設置訓練を！

（行政職員だけで実施するだけでも有効な訓練であり、自治会や消防団と一緒にあれば更に有効。災害対策本部開催訓練等と組み合わせて事前訓練を毎年お願いしたい）

<TKBへの取組> : 新地方創生交付金を創設！

・T（トイレ）

→ 仮設トイレを快適トイレ仕様に！

国の直轄公共工事は既に快適トイレ仕様になっており、自治体の公共工事でも快適トイレを求めるよう、公共工事担当部署と協議を。

（それにより、地域に快適トイレが広まれば、災害時のレンタルの仮設トイレも快適トイレ仕様を求めることが可能）

・K（キッチン）

→ キッチンカーや学校調理室の有効活用を！（炊き出しは食品衛生法の規制対象外（令和6年11月1日内閣府・厚生労働省連名事務連絡）：学校給食施設等の活用（令和7年1月16日内閣府・文部科学省連名事務連絡））

基準額以内に収める必要はなく、上回っていいので特別協議の積極的活用を！

調理人の人件費も災害救助法の対象であることを災害救助法事務取扱要領に明記予定

・B（ベッド・バス）

→ 段ボールベッドを発災時に発注する対応であれば、避難所開設時にはパーティションテントを展開して、プライバシー確保・レイアウト設定を！

段ボールベッドではなく、繰り返し使いやすい簡易ベッドやエアベッドの利用も選択肢となるので、各自治体においては備蓄スペース等も踏まえて検討を。

また、段ボールベッド等簡易ベッドの有効性を住民の方々へ説明を。

シャワーや仮設浴場の設置を早期にお願いしたいので、発災時に対応するべく、関係業界との協定締結等、事前からの検討を。

被災者支援について



内閣府 (防災担当)

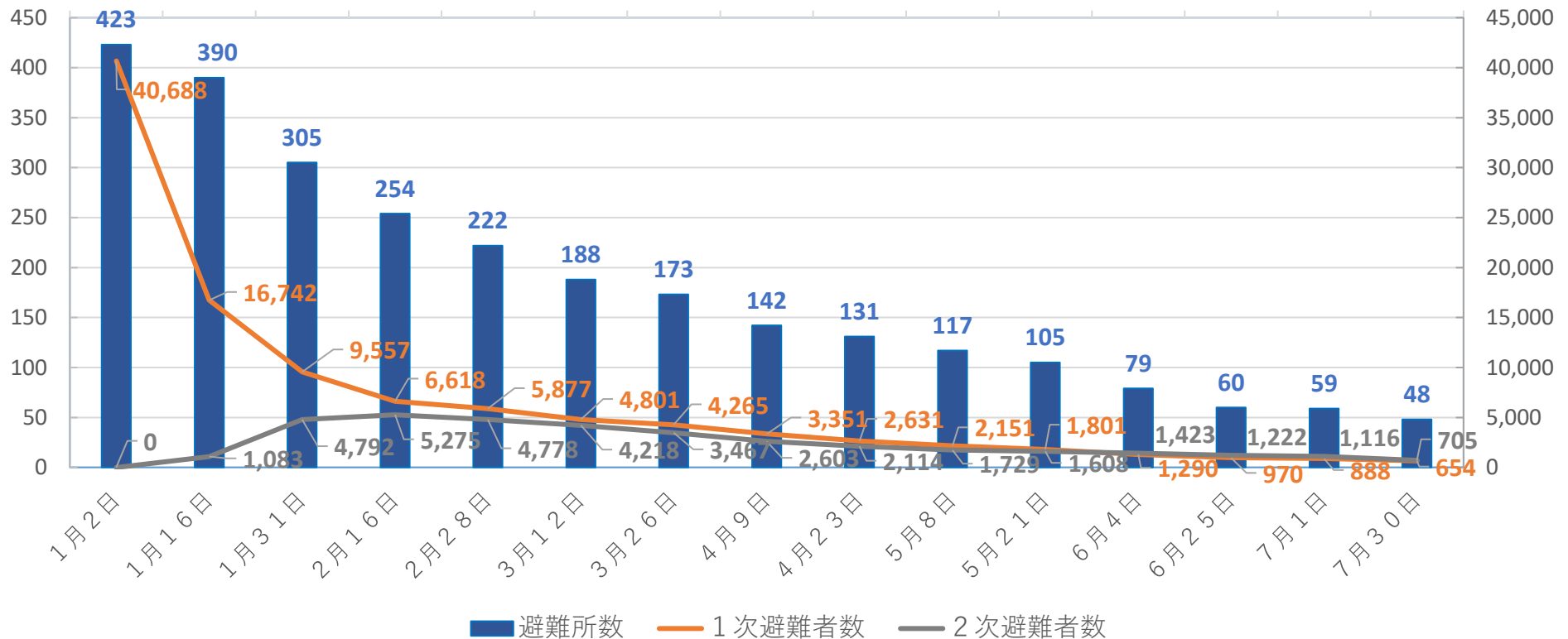
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（第3回）
令和6年8月7日（水）



避難所の開設状況

- 1次避難所の避難者数は、発災直後の1月2日に最大の40,688人に達し、7月30日時点で654人となっている。
- また、被災者の命と健康を守るため、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施。1月8日に石川総合スポーツセンターメインアリーナを1.5次避難所として開設。1月9日には、2次避難施設へ移動するための受付窓口を開設。最大5,275人（2月16日）がホテル・旅館等の2次避難所に避難。

石川県の避難所・避難者数の推移



※この他、避難者として、1.5次避難所の避難者、広域避難者が存在

避難所の環境整備（トイレ）



- 今回の能登半島地震においては、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレをプッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーが被災地で有効に活用された。
- トイレトレーラーについては、平時から整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、トイレカーについては、高速道路会社からも派遣された。
- なお、自治体が行う、指定避難所における生活環境改善のためのトイレトレーラー等の整備については、緊急防災・減災事業債の対象とされており、今回の有効性を検証し、平時からの整備をさらに促していくことが必要。



ラップ式簡易トイレ



要配慮者向けのトイレ（能登町）



トイレトレーラー（七尾市）



水循環型手洗いスタンド（志賀町）



避難所に設置された仮設トイレ（志賀町）



トイレカー（志賀町）

避難所の環境整備（食事）



- 食事については、スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物といった温めて食べられるものなど、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援。
- また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。



野菜ジュースや缶詰などの支援物資



業者による炊出し（七尾市）



キッチンカー（石川県）

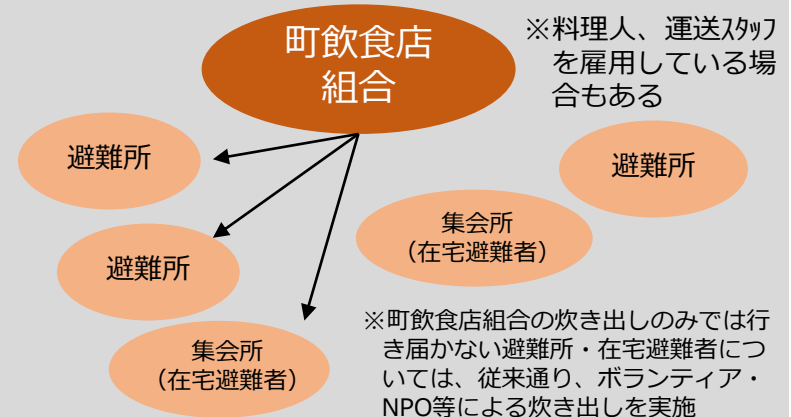


提供される弁当の例（能登町）



セントラルキッチンでの炊き出しの様子

『セントラルキッチン』（穴水町）



避難所の環境整備（ベッド・パーティション等）



- 発災直後から合計で約7,000個の段ボールベッド、約3,200個のパーティションをプッシュ型で支援。（金沢市の物資拠点への搬送数）
- 他方で、発災当初は避難所が過密であり段ボールベッドやパーティション等を設置するスペースがない、被災者が利用を断るといった状況がみられた。
- また、様々な規格の段ボールベッドがあり、中には、寝返りをうつと落ちてしまうようなサイズのものや耐久性が不十分なものもあったとされる。また、コミュニティの結びつきが強く、パーティションがないほうが望ましいといった意見もあった。
- ストーブ、ジェットヒーター、カイロなどの暖房器具をプッシュ型で支援。また、感染症対策としてマスクや消毒液、ラップ式簡易トイレなどをプッシュ型で支援したほか、感染症患者のための隔離スペースの設置等が行われた。



避難所入口でのマスク着用の呼びかけ



空気清浄機



避難所内生活スペース



感染者の隔離スペース

避難所の環境整備（入浴・洗濯）



- 能登半島地震では水道が大きく被害を受け、生活用水の確保が困難となり、入浴機会や洗濯機会の確保に課題があった。
- このため、自衛隊による入浴支援、循環型のシャワーや可搬型浄水器の設置のほか、洗濯キットや下着のプッシュ型支援、ランドリーカーの派遣等が行われた。
- また、温浴施設の協力による入浴支援やクリーニング事業者が被災地の避難所を巡回して洗濯代行サービスを提供するといった支援も行われた。



避難所外自衛隊風呂（能登町）



ランドリーカー（輪島市）



避難所に設置された洗濯機（穴水町）



循環型シャワーシステム



避難所に設置されたシャワー（珠州市）



洗濯キットの提供（志賀町）

石川県能登半島地震における災害ボランティア・NPO等の活動状況



- 発災直後から、数多くの専門ボランティア・NPOが被災地入りし、物資の提供、炊き出し、保健医療福祉、避難所の運営支援、重機による作業などの支援を実施。300を超える団体が活動。
- 今後は、こうした専門ボランティア・NPOによる支援と、災害ボランティアセンターを通して行われる個人ボランティアの活動により、被災者の多様なニーズに応えた息の長い支援が求められる。



写真提供：OPEN JAPAN

炊き出しを行う支援団体



写真提供：被災地NGO協働センター

避難所で足湯を提供する支援団体



写真提供：AAR Japan「難民を助ける会」

外国人被災者をサポートする支援団体



写真提供：石川県

住家の片付けを行う一般ボランティア

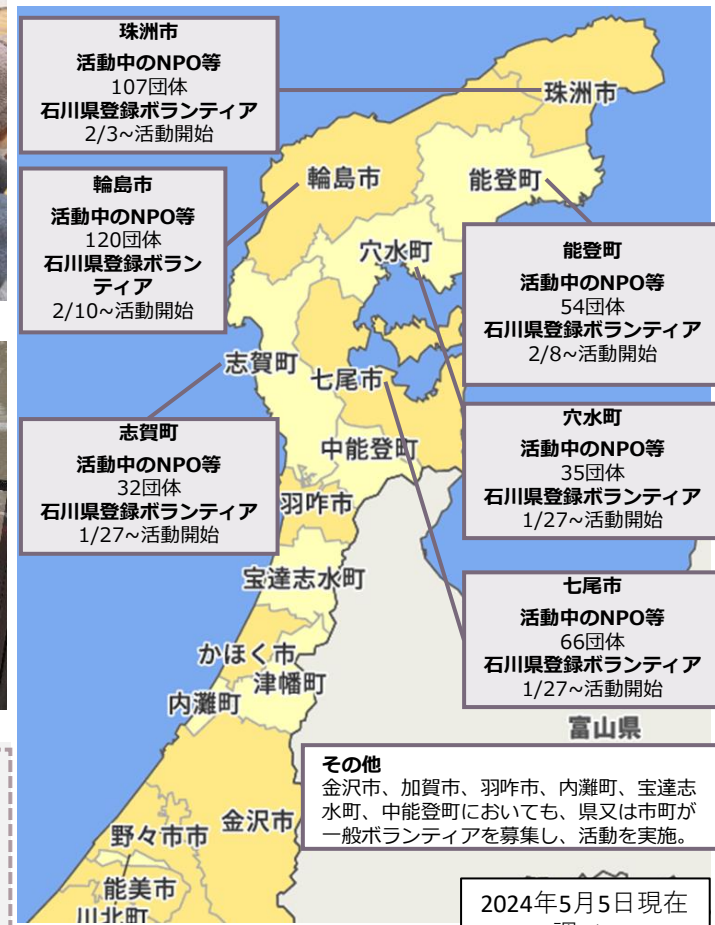


写真提供：JVOAD

JVOAD（ジェイヴォアド、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）

1/2から現地でボランティア・NPOと国・県・市町の連携をコーディネート、支援の漏れ・ムダをなくすために活動。陛下御即位に際しての陛下賜金が活動の大きな支えに

能登6市町におけるボランティア・NPOの活動状況



避難所関係の制度の状況

○内閣府の考え方を記載しています

- ・ 取組指針概要 (P.28)
- ・ ガイドライン概要 (P.30)

○参考にさせていただきたい実例です

- ・ 取組事例集 (P.31)
- ・ 取組例 (P.32)

○個別事項の中でも注目度が高い事項たちです

- ・ トイレの管理・確保 (P.33) ← 「快適トイレ」を標準仕様に！
- ・ 特別支援学校との連携 (P.35) ← 特別支援学校生徒のためにも！
- ・ 車中泊避難 (P.36) ← 避難生活の多様化の一つです
- ・ ペットへの対応 (P.40) ← 事前の準備が重要です

○国からは様々な財政支援を行っていますので是非活用を (P.41)

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要(1/2)

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものの。

〈構成と主な内容〉

第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用を検討
- ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄（アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要(2/2)

第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・ 設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・ 避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・ バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト

- ・ 開設している避難所のリスト化
- ・ 氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の把握

3. 避難所の運営主体

- ・ 運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・ 様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・ 必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・ 避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・ 各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・ 被災者・要配慮者への情報の提供
- ・ 市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・ 様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・ 就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

- ・ 在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・ 被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

避難所運営ガイドラインの概要

ガイドラインの目的

平成25年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、「避難所において避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すために、取り組むべき事項を分かりやすく整理。

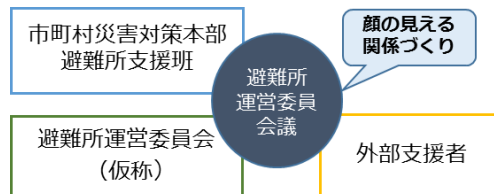
ガイドラインの内容等

○質の向上のための19業務を整理

災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、実施すべき対応19業務を明示。

○横断的な避難所運営体制の整備を重視

平時より確立すべき、避難所運営のための庁内外の連携協働体制を整理。



○業務チェックリスト

優先すべき業務は◎で表示。
平時のみならず、災害時の進行管理にも活用可能。

項目 番号	仕事	いつ				※主担当 ○担当 ◎支援 を記入	関係 する 団体等	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧			
対策項目1 災害対策本部・避難所支援班を確保する								
1-1	庁内メンバー（防災、福祉、上下水道、・・・別表〇〇）の選定を実施する	◎				防災担当	☐	☐
1-2	庁外メンバー（社協、NPO・・・）の選定を実施する	◎				防災担当、福祉担当	☐	NPO、ボランティア、社会福祉協議会
1-3	避難所支援会議の位置づけを確立する	◎				防災担当、福祉担当	☐	☐
1-4	災害対策本部内で避難所支援会議を実施					避難所支援班	☐	☐

※チェックリストはエクセルデータでも公開し、自由に編集して活用可能に。

避難所運営業務における対策項目一覧

運営体制の確立（平時）

1. 避難所運営体制の確立
2. 避難所の指定
3. 初動の具体的な事前想定
4. 受援体制の確立
5. 帰宅困難者・在宅避難者対策

避難所の運営（発災後）

6. 避難所の運営サイクルの確立
7. 情報の取得・管理・共有
8. 食料・物資管理
9. トイレの確保・管理
10. 衛生的な環境の維持
11. 避難者の健康管理
12. 寝床の改善
13. 衣類
14. 入浴

ニーズへの対応

15. 配慮が必要な方への対応
16. 女性・子供への配慮
17. 防犯対策
18. ペットへの対応

避難所の解消

19. 避難所の解消に向けて

避難所における生活環境の改善や、新型コロナウイルス感染症対策等の促進のため、各自治体等において取り組まれている先進的な事例を収集した事例集を作成し、各自治体に周知。**地域の実情に応じた取組を促進することにより、平時からの事前準備を充実させ、災害発生時における円滑な対応を図る。**

1. 生活環境に配慮した避難所運営の取組

1. 食料・物資の確保・管理

- ・温かい食事の提供のため調理師会との協定締結(和歌山県)
- ・キッチンカーの駆けつけによる温かい食事の提供(民間事業者)
- ・民間企業との協定に基づく食料の確保(兵庫県神戸市)等



キッチンカーによる温かい食事の提供

2. トイレの確保・管理

- ・災害派遣用トイレトレーラーの導入(静岡県富士市)
- ・3日分の携帯トイレの備蓄(福岡県大牟田町)
- ・防火水槽を利用したマンホールトイレの整備(宮城県東松島市)等



災害派遣用トイレトレーラー

3. 健康への配慮

- ・温泉事業者による入浴機会の提供(佐賀県大町町)
- ・段ボールベッドを活用した避難所運営(熊本県人吉市)
- ・パーティション制作企業との協定の締結(長崎県雲仙市)
- ・企業との協定に基づいたスポットクーラー等の確保(広島県広島市)
- ・停電時も利用可能なLPガス発電による空調整備(大阪府箕面市)等



パーティションによる区分け

4. 様々なニーズへの対応

- ・大学等と連携した妊産婦・乳児救護所(東京都文京区)
- ・NPOと連携した子どもの居場所づくり(熊本県人吉市)
- ・ペット同行避難の手引書作成・訓練の実施(京都府京都市)等



スポットクーラーの設置

5. 備蓄計画

- ・市民が必要物資を備えるためのチェックリスト(兵庫県神戸市)
- ・備蓄目標の設定と物流を考慮した備蓄計画(大阪府吹田市)
- ・備蓄計画策定と支援物資提供に関する協定(岩手県北上市)等



NPOによる学習支援

6. 再生可能エネルギー等の活用

- ・太陽光発電による避難所の電源確保(埼玉県さいたま市)
- ・バイオマス熱利用設備による暖房設備(北海道足寄町)
- ・SNSを活用した電気自動車等の派遣(兵庫県神戸市)



太陽光パネル

7. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・NPOと連携した効果的な避難所運営(岡山県倉敷市)
- ・宗教団体と連携した避難所の確保(長野県長野市)等

2. 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組

1. 指定避難所以外の避難所の活用

- ・親戚・知人宅等への避難による3密回避(佐賀県大町町)
- ・広域避難時の宿泊施設利用等に係る補助金交付(東京都江戸川区)
- ・中小企業大学校を活用した乳幼児の避難所設置(熊本県人吉市)等

2. 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- ・保健師の巡回による避難者の健康状態の把握(長崎県雲仙市)
- ・コロナ禍での炊き出しのガイドラインの作成(佐賀県大町町)
- ・感染症対策に配慮したレイアウトや発熱者の区分け(岩手県北上市)

3. 感染症対策を考慮した運営マニュアル等の作成と訓練の実施

- ・感染症に対応した避難所運営ガイドラインの作成等(大阪府吹田市)
- ・間仕切り設置等、感染症対策を取り入れた各種訓練の実施(宮城県東松島市)等

4. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・保健所との連携による自宅療養者等のリストの共有(長崎県雲仙市)
- ・自主防災会の避難所開設等の協力、マイスター認定制度(岩手県北上市)
- ・医師会、医療機関と連携した避難所運営訓練の実施(熊本県玉名市)



ガイドラインに基づいた炊き出し



簡易間仕切り設置訓練



自主防災組織による訓練

3. 在宅避難者の支援に関する取組

1. 在宅避難者・車中避難者への対応

- ・エコミークラス症候群等の注意事項や車中避難場所の周知(京都府)
- ・保健師・行政職員協働の巡回訪問(熊本県人吉市)等



交流支援拠点での物資配布

2. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置(佐賀県大町町)
- ・関係機関と連携した在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ(佐賀県大町町)

避難所の取組例(令和4年8月3日からの大雨等)



各自治体では、長期間開設された避難所の生活環境の向上を図るため、様々な取組が行われた。

《段ボールベッド・寝床》

- 備蓄していた段ボールベッドを避難者に提供
- 畳敷の和室にはマットレス・布団を配布

《プライバシーの確保》

- パーティションを活用
- 世帯ごとに教室を割り当て

《食事》

- ボランティア団体による炊き出しの提供
- 避難者が自炊できるカセットコンロを設置

《トイレ》

- 避難所の既設トイレを活用

《冷房》

- 冷房のある教室を使用
- 人が集まる共用部分にスポットクーラーを設置

《要配慮者》

- バリアフリー対応のホテルを要配慮者の方の避難所として活用
- 老人保健施設を福祉避難所として開設

※内閣府の聞き取りによる



段ボールベッド（外ヶ浜町）



パーティション（村上市）



炊き出しの提供（外ヶ浜町）



スポットクーラー（外ヶ浜町）

トイレについては、外ヶ浜町等で最低20人／基を確保
スペースについては、外ヶ浜町等で最低3.5㎡／人を確保
(避難所開設4日目時点の状況)

トイレの確保・管理①

【トイレ確保・管理のねらい】

- 避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理すること。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

【平時における対応】

- 災害用トイレには大きく分けて4種類（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ）あり、それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なる。上下水道・浄化槽の復旧見込みに応じて、災害用トイレの確保に平時から努めること。
- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に、トイレの確保・管理計画を作成すること。
- 平時より、地域と十分に協議し、災害用トイレの確保と管理について、理解と協力を得ること。

【発災時における対応】

- トイレならびにトイレを支えるライフラインが機能停止に陥った場合、「排尿・排便を行う場所の確保」「し尿の保管」「し尿の処理・処分」等の手順の代替手段を確保すること。
- 災害用トイレを確保・配備すると同時に、衛生的で快適なトイレ環境を維持すること。
- 衛生環境の維持のために、手洗いの確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意すること。
- 「衛生環境の保持」「臭いや環境汚染への配慮」「人間の尊厳の尊重」などに配慮すること。

← 快適トイレを標準仕様に！

【要配慮者への対応】

- すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障害者や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するよう努めること。
- 防犯上の観点から、トイレは昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるとともに、避難所となる施設の状況に応じて、女性用トイレと男性用トイレは離れた場所に設置することが望ましい。

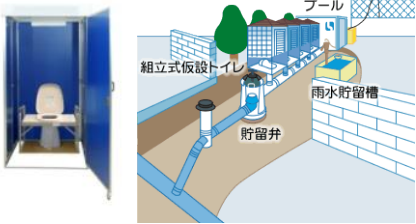
携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について、各地方公共団体において想定される災害の最大避難者数に基づき、改めて携帯トイレ・簡易トイレの必要数を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること（「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について（依頼）」令和4年9月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防庁国民保護・防災部防災課長）。

(参考)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」のモデルケース

○トイレの組み合わせモデル（大規模地震発生時の避難所の場合）

携帯トイレ（最大避難者数の3日分）、簡易トイレ（組立式）5セット備蓄あり。

マンホールトイレ5基（プール水確保）整備済み。

この避難所の状況	使用できるトイレの例
<u>発災直後～3日</u> 上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しないルール。 (流通も麻痺状態)	既設トイレの個室（便座）を活用 携帯トイレ・簡易トイレ（組立式）  ★発災当初は避難者数が多いので、とにかく便器の数を確保する。 ★避難者想定数の3日間は備蓄した便袋を使用した。 ★使用済みの便袋は、体育館裏の軒下に保管することとした。
<u>1週間後</u> 上水道は断水中。下水処理場に被害があったが、マンホールトイレは使用許可がおりる。 近隣市町から、バキューム車数台を確保する。	上記にプラスして、 マンホールトイレ 仮設トイレ（組立式）1基届いた。  ★汲み取りのタイミングを、設置した仮設トイレの便槽の容量・使用人数から換算する。 ★避難所のマンホールトイレが使えるようになると、マンホールトイレを使用する在宅避難者が増加した。
<u>2週間後</u> 流通が復旧し、仮設トイレが届く。 上水道は部分的に復旧したが、この避難所は断水中。 広域でのし尿処理体制が確保される	上記にプラスして、 仮設トイレ  ★仮設トイレが確保できたので、携帯トイレの使用数を減らす。 ★合わせて外灯を設置したが、雨の日に傘がないとトイレに行けないのが不便である。
<u>1カ月後</u> 上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。	★これにより、水洗トイレが使用可能になったため、簡易トイレは全て撤去した。しかし、避難者は大勢いるため、仮設トイレは引き続き使用する。 ★上下水道の復旧により、在宅避難者がトイレを使いに来なくなったため、仮設トイレの数も大幅に減らすことができた。

障害のある子どものための指定福祉避難所を整備

三田市では、障害のある子どもやその家族が通い慣れた場所に避難ができるよう、市域内の特別支援学校と連携して、特別支援学校4校を指定福祉避難所として確保している。

また、特別支援学校で避難所の開設訓練を行うことで、障害のある子どものための福祉避難所について、発災時に円滑な受入をできる体制を取っている。

取組の内容

障害のある子どものための指定福祉避難所の概要

指定福祉避難所の数	・県立特別支援学校2か所 ・市立特別支援学校2か所
受入対象者	在校生及び卒業生とその家族、市が事前に調整を行った者
体制	気象情報が発表され、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合に、市の職員が施設の安全を確認し、避難所の開設や運営を行う。

令和4年度の実施内容

県立上野ヶ原特別支援学校・県立高等特別支援学校で、福祉避難所の開設設置・運営訓練を実施した。訓練では台風や河川の氾濫、山間部の土砂災害などの状況を想定し、市職員が福祉避難所の開設を行った上で、体育館に段ボールベッド等を設営する訓練を行った。また、避難者役として参加した市職員に困りごとを伺い、そのニーズを保健師につなげる訓練を行う等、実践的に実施した。これにより、福祉避難所の円滑な開設と的確な運営に向けた課題の抽出と整理を行った。



令和5年度の実施内容

市立ひまわり特別支援学校中学部・高等部で市職員や関係者が参加した訓練と、避難に関する意見交換会を行った。意見交換会では受け入れ時の心身状況や注意事項、学校備品の使用、電源確保、マニュアル整備などを話し合った。この意見交換により、福祉避難所での要配慮者の受け入れや個別避難計画の作成促進に向けて更なる改善が図られた。



取組の効果

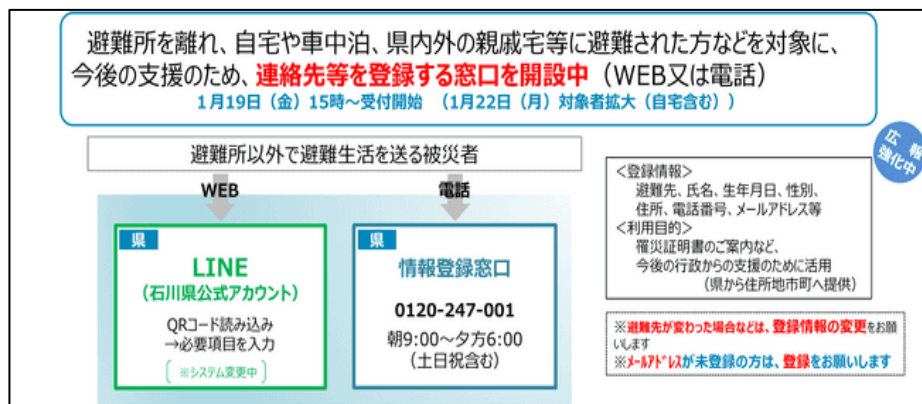
三田市では、特別支援学校を福祉避難所として整備することで、災害時であっても障害のある子どもが安心して避難できる場所を提供することできたと考えており、引き続き、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等の作成も合わせて行う等、障害のある子どものための避難所の確保に努めていきたいと考えている。

在宅避難者・車中泊避難者の支援

- 避難所以外で避難生活を送る避難者について、保健師やDMAT等が先行して訪問を行い、状況の把握を実施。
- 避難所に物資を取りに来てもらえないなどの事例があったことから、在宅避難者等が、避難所に物資を受け取りに来られた際は、必要な物資を配布するよう内閣府より通知（1月8日付）。
- 内閣府より、避難所外被災者の支援のポイントを示し、状況把握や物資の配布・情報の提供、車中泊避難者への支援について、通知（1月17日付）。
- 石川県が自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設し、情報収集を実施。得られた情報については、住民票のある自治体に共有。
- また、在宅の高齢者、障害者等について、厚生労働省の被災高齢者等把握事業により、介護支援専門員や相談支援専門員、NPO等による個別訪問や必要な福祉サービスへのつなぎを実施。



在宅避難者向け支援物資の配布（珠州市）



LINEや電話を活用した石川県の情報登録窓口

避難所外被災者の支援のポイント

○ 災害関連死を防止するためには、避難所の確保及び生活環境の整備等の取組に加え、避難所外被災者の支援も重要。
（参考）平成28年熊本地震で発生した災害関連死218名のうち「自宅等」で亡くなられた方が4割弱（81名）

Point1：避難所外被災者の状況把握

○ 訪問や電話等のアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信を促すこと

○ DMAT、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、災害支援NPO等の民間団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的
⇒関係部局が連携し、情報連携を密に行うこと

○ その他の留意点：
・要配慮者の状況把握に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
・要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めること
・支援関係者で被災者の個人情報共有できるように、適切に利用目的を明示すること
・1.5次避難、2次避難の案内、罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行うこと

【参考】状況把握に当たって活用可能な事業（被災高齢者等把握事業（厚生労働省老健局））
被災者等の孤立防止のため、在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状況把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間集中的に実施するもの。※災害支援NPO等への委託も可 ※特定非常災害の場合は、補助率10/10

Point2：物資の配布・情報の提供

○ 避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所外被災者も支援の対象
⇒避難所外被災者に対しても、必要な物資・情報等を提供すること

Point3：車中泊避難者への支援

○ やむを得ず車中泊される方への対応は、エコノミークラス症候群等の健康被害の防止が重要
⇒巡回等による健康管理、弾性ストックの配布、車中泊の注意点の周知に取り組むこと
⇒車中泊避難の早期解消に向け、環境の整った避難所等へ誘導

新聞紙が作成しているチラシ

内閣府が石川県に示した避難所外被災者支援のポイント

車中泊避難者の支援の例(高知県の町)

- 高知県の町は、仁淀川や支流である宇治川の水害や南海トラフ地震等の大規模災害に備え、安全に逃げる避難対策に取り組んでいる。
- エコノミークラス症候群などしっかり予防対策も行えば、車も避難所として十分考えられ、プライバシーも確保されるなど利点が多いことから、令和4年1月にいの町主催で高知防災プロジェクトや地域の自主防災会の協力の下、実際避難所となる施設の駐車場を使用し、「いの町車中避難所受入訓練」を開催。

実施日時：令和4年1月8日(土) 9:30～12:30

実施会場：すこやかセンター伊野 大会議室、駐車場

主 催：いの町

協 力：高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所、伊野地区自主防災会連合会

訓練内容：避難所受付の開設後、避難者の健康状態の確認や避難者カードへの記入、車中避難を行う際の注意事項の説明、駐車許可書の発行、駐車スペースへの誘導を実施。次に、保健師も同行し駐車許可スペースに停めている避難者の巡回支援、健康状態の確認やこまめな水分補給、体操を行うよう注意喚起を行い、その後、適正な車の配置例を示したゾーニングを確認。



資料提供：いの町、高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所
写 真：内閣府「令和4年度広報誌「ぼうさい」」

(参考)九州防災パートナーズの車中泊避難所設置マニュアル①

- (一社)九州防災パートナーズでは、安全な避難の方法の1つとして「車中泊避難」を確立し、避難の選択肢を広げる観点等から、「車中泊避難所設置マニュアル」を策定している。
- マニュアルでは、車中泊避難所における必要な支援や役割と人員配置について、示されており、車中泊避難での必要な支援・役割として、巡回支援、情報支援、医療的支援、受付・誘導等が挙げられている。

第1節 車中泊避難所における必要な支援

- 運営体制と属性：運営に女性やその他属性の方の参加するようにする
- 巡回支援
各車両を見回り、車中泊避難者の「状況確認」「健康確認」を行う
- 情報支援：必要な情報を届ける
 - ・掲示板の設置
情報が掲示板に残る⇒情報を得る機会の逸失が少ない
情報を見に来る⇒身体を動かすきっかけ
 - ・チラシ
車両の再配置など重要情報の周知に有効
 - ・回覧板
避難者相互の関係づくりに有効
日中人がいないときには回らない可能性あり
 - ・LINEオープンチャット
設定が容易（個人アカウントからも設定可）
本部ー避難者間の連絡手段として有効
名前の変更ができる
後からログの確認ができる
 - ・FMトランスミッター
FMラジオを介した情報伝達
機材の用意
入力：マイク
中継：FMトランスミッター
出力：FMラジオ
発信する情報⇒定時連絡/ローカル情報など

□医療的支援 = D M A T に準ずる

第3節 車中泊避難所の役割と人員配置について

- 役割/人員配置
 - ・受付時
受付（検温・説明・書類配布）
誘導（駐車位置/書類回収）
 - ・運用時
巡回支援/再配置/出入確認/物資配布 など（要検討）
 - ・役割の明確化と役割分担
※避難者が運営に参画する仕組みを作る
例：車中泊避難所に来る人を地域との事前の協議で決定
⇒地域と指定管理者でルール決め＆運営
※運営人員と避難者→運営に関わる避難者に「責任」を負わせない！！
- 検討事項
 - ・車中泊避難所内の避難者同士のネットワークの作り方
(例：情報伝達⇒回覧板 / 班編制 役割分担など)
 - ・避難所の運営体制のパターン想定
(車中泊避難関わるステークホルダーの構成を考慮した運営体制の想定)

(参考)九州防災パートナーズの車中泊避難所設置マニュアル②

- 必要な機能と配置のポイントとして、トイレ、給水/排水、電源、休憩所、更衣室、本部の設置について、それぞれの設置の注意点や確認すべき事項等が示されている。

第4節 車中泊避難所の機能と配置のポイント

□トイレ：

- ・急性期には50人つき1台。安定期では20人に1台を用意する
- ・トイレの台数における男女比は、男1：女3（スフィア基準）
- ・感染予防対策として
 - 利用方法の注意喚起の張紙□消毒液□ペーパータオルを用意する
- ・使用後の紙の処理について
 - トイレを利用した後のトイレトーパーの分別方法を考慮しておく
- ・仮設トイレについて

1台の容量は500ℓである。

仮設トイレ1台がいっぱいになる人数を積算してみる

- 1人1回あたりの排泄量1.5ℓ、トイレに行く回数を1日5回と仮定
 $500\ell \div 1.5\ell = \text{約}300\text{人分/1台}$ $300\text{人分} \div 5\text{回} = \text{約}60\text{人分/1台}$

□給水/排水：

- ・施設の既存の物の場所と数量を確認する

□電源：

- ・施設の既存の物の場所と数量を確認
- ・電源車：
 - 車の性能を確認しておく（発電・給電方法と充電容量など）
 - 利用可能なワット数の使用用途を想定しておく

□休憩所：

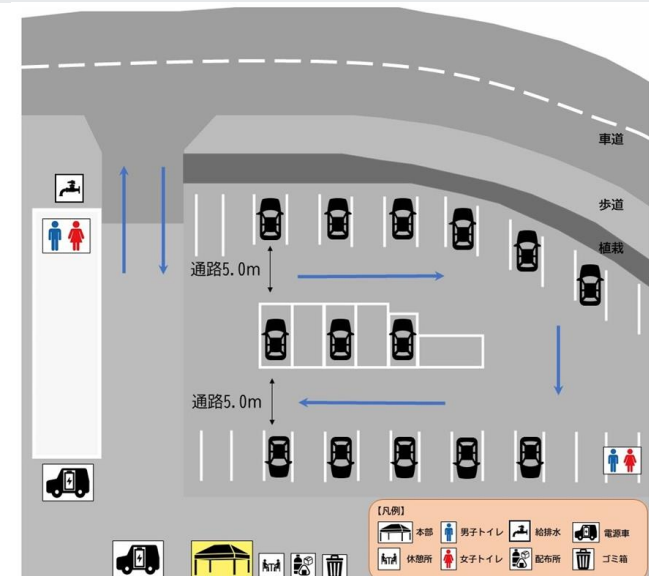
- ・日中外に出ない人のための情報交換の場として設置する

□更衣室：

- ・車内では狭くて着替え等は難しいため用意する

□本部：

- ・支援体制づくりと支援内容を想定しておく
 - 管理者のみでの避難所運営ではなく避難者も運営に関わる仕組みを作る
 - 想定される支援内容は
 - 巡回支援（避難者の健康状態等の把握）
 - 情報支援（避難者に必要な情報の提示提供）
 - 支援物資の配布
 - 医療・衛生（エコノミクス症候群対策 その他はDMATに準じる）
- ・避難所の情報の整理と把握
 - 施設名/責任者/連絡先（電話）避難者数/要配慮者数・属性既存の設備/必要物品
 - 災害対策本部等と情報共有する



ペットへの対応

【ペットへの対応のねらい】

- ペットは飼い主にとってはとても大切な存在であるが、動物が苦手な人や動物に対するアレルギーを持っている人も共同して生活を送る避難所では、ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮が必要。
- 避難所ごとの事情等を踏まえ、事前にペットの同伴避難ルール等を決めておくことが重要。

【環境省】

- 環境省は「人とペットの災害対策ガイドライン」を公表しており、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- ペット同伴避難のルールを確立する
 - ・同居可、同居はできないが飼育スペースあり、動物を連れての避難は不可等の別、等
- ペット滞在ルールを作成、確立する
 - ・飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保、ケージの用意等
- ペット滞在の可否、ペット滞在ルールを事前に周知する
 - ・ペットの居場所が確保できない場合、ペット同行避難者の受入れができる避難所やペットの預け先を紹介できるよう各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を整理
- ペット滞在ルールの周知、掲示を周知する
- ペット滞在場所を設置する

（注）同伴避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを指定避難所などで飼養管理すること（状態）を指す。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。これに対し、「同行避難」は、被災者がペットとともに移動を伴う避難行動をすることを指す。



《施設設備の整備》

緊急防災・減災事業債（地方債）（令和7年度までの時限措置）

○指定避難所等の公共施設等の整備を行う場合に活用が可能。【充当率100%、交付税算入率70%】

・指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設

（例：電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等）

・指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設

（例：トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等）

・指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化

《資機材の整備》

緊急防災・減災事業（特別交付税）（令和7年度までの時限措置）

【特別交付税 措置率0.7】

・避難施設の資機材等整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等） 等

※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。

《その他》

（文部科学省）公立学校施設整備事業

（消 防 庁）消防防災施設整備費補助金

（農林水産省）山漁村地域整備交付金、浜の活力再生・成長促進交付金、

（経済産業省）災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

（国土交通省）社会資本整備総合交付金等

（環 境 省）地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 基大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

(TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制)

等）事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要となる設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。

公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が可能となる環境整備を図るべき。

高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



仮設風呂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉の対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉の支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる
「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7.特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

8.引き続き検討及び 取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらずる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 啓発を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4.物資調達・輸送

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

- 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された
消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄
- ・マンホールトイレの整備
- ・トイレカー・トイレトレーラーの確保
- ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達
- ・スフィア基準「20人に1基」等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・キッチンカー等の活用
- ・飲食業協同組合による調理人の派遣
- ・セントラルキッチン方式の活用
- ・農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・パーティションや段ボールベッド・エアーマット等簡易ベッドの備蓄
- ・避難所の開設時に設置
- ・事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導
- ・避難所の土足厳禁
- ・スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」等を追記



段ボールベッド（輪島市）



パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・入浴機会や洗濯機会の確保
- ・シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
- ・スフィア基準「50人に1つ」等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

(参考) 令和6年度補正予算における災害対応体制強化の取組

南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善をはじめとした災害対応体制の強化を進める。

経済対策での取組

令和6年度補正予算（内閣府防災）：350.5億円※

※災害救助費等(288.5億円)を含み、新地方創生交付金を含まず

新地方創生交付金(地域防災緊急整備型) 1,000億円の内数
→地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円
→立川防災合同庁舎に加え、全国7カ所に温かい食事を提供するための資機材等の備蓄拠点を整備。

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設 0.6億円
→平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする。

避難生活支援リーダー／サポーター研修の拡充 0.2億円
→地域ボランティア人材に対する研修の実施地域を大幅に拡充。

被災者支援団体への活動経費助成事業 2.8億円
→NPO・ボランティア団体等の交通費の一定額を補助。

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備等 23.6億円
→「防災デジタルプラットフォーム」実現に向けた機能強化

トイレ、温かい食事、ベッド・風呂を発災後速やかに配備できるよう平時からの官民連携体制を構築



快適なトイレ



温かい食事



パーティション



段ボールベッド等

避難生活を要因とする災害関連死等の減少

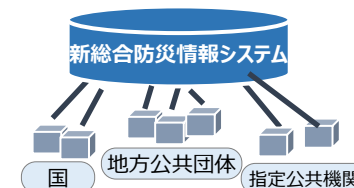


炊き出しを行う支援団体



住家の片付けを行う一般ボランティア

迅速な情報収集による対応力強化



(参考) 令和7年度当初予算案における機能拡充

内閣府防災担当の令和7年度当初予算案における機能拡充



令和8年度中の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の令和7年度当初予算を倍増し、事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進める。 【約146億円（約73億円）】

1. 事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化

(1) 避難生活環境の抜本的改善【約27.5億円（新規）】

○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施

- ・迅速な物資のプッシュ型支援に向けて必要な経費をあらかじめ予算化。



段ボールベッドの例

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設 【約0.4億円（新規）】

- ・キッチンカー、トレーラーハウス、トイレトレーラー等を平時から登録・データベース化し、発災時にニーズに応じ迅速に提供。



トレーラーハウスの例

(2) 官民連携や人材育成の推進

○官民連携による被災者支援の充実【約19億円（新規）】

- ・NPO等の登録・管理データベースの整備、団体登録制度の周知を図る普及啓発等のほか、ボランティア団体等の交通費を一部補助。



NPO等による支援の例
(炊き出し)

○避難生活支援・防災人材育成強化【約1.2億円】

- ・避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施地域の大幅拡充や、研修修了者の活用の仕組みの構築に向けた検討。



避難生活支援リーダー／サポーター研修

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進 【約5.1億円】

- ・地方自治体と連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施箇所数を拡充するとともに、デジタル防災教育の推進を図る。



自主防災組織等による
避難所開設訓練

(3) 防災DXの加速

○防災情報システムの効果的な利活用促進【約2.2億円】

- ・次期物資支援システムの利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用した実践的な机上演習を推進。



SOBO-WEBのイメージ

※避難所に関する取組方針・ガイドラインを改定し、トイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保、生活用水の確保に関する事項を規定(12月13日)

2. 災害対応の司令塔機能の強化

○関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費） 【約17.0億円（新規）】

- ・関係省庁による事前防災対策を推進するため「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進。

上記のほか、令和6年度補正事業の新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）により、避難所の環境改善をはじめとした地方公共団体の取組を支援。令和7年度当初予算で措置される新地方創生交付金においても、各地域で創意工夫ある地方創生の取組を進める中で、防災に資する事業が行われるよう防災担当として働きかけを行っていく。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

② 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③ インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
※ 全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会等の福祉関係者や全国知事会等からも要望あり
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**
※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応予定

DWAT（災害派遣福祉チーム）



<事務局>

中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
：DWATの全国派遣を調整

<構成員>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>

被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

災害救助法

DWAT活動範囲

避難所

在宅・車中泊※

拡大

（法改正）

（ガイドライン改訂）

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2～4 （略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害ケースマネジメントについて



【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

【課題】

- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**

災害ケースマネジメントの全体像



	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者の生活		避難所	応急仮設住宅	災害公営住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内）			
	支援関係機関、NPO等との連携			
	計画等への位置づけ			
	人材確保・育成、研修実施			
		災害ボランティアセンター設置・運営		
			支援拠点の設置・運営	
被災者支援		罹災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用		
	アウトリーチ等	○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	○主な目的 ・継続的の支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
		※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
		必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
		○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等

- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は、個々の被災者ごとに抱える課題が異なるため、課題に応じて会議の参加者を検討する。
- ケース会議では、被災者の支援方策を検討する関係上、取扱いに注意すべき個人情報を取り扱うことがあるため、特に配慮が必要となる。

【ケース会議で取り扱う議題の例】

- ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
- 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
- 支援方策の決定・順位付け
- 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
- 被災者支援に係る役割分担の確認

【ケース会議の構成員の例】

- ケース会議の構成員は、
 - ・ 地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、
 - ・ 社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士等福祉関係者、
 - ・ 医師、看護師、保健師等保健医療関係者
 - ・ 弁護士、建築士、行政書士、司法書士等の士業関係者、
 - ・ NPO等の民間団体、民生委員等が想定される。

被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していくことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための支援へのニーズが高くなると考えられる。

【留意点】

- ・ ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ・ ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ・ ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。

災害ケースマネジメントの 事例や実施

東日本大震災における仙台市の災害ケースマネジメントの事例



概要・特徴

- **被災者が賃貸型応急住宅に入居するケースが多く、被害の実像が見えづかった**ため、被災者へのきめ細やかな支援を進める観点から、いち早く災害ケースマネジメントの実施に踏み切った。
- 市が関係団体と連携し、**応急仮設住宅への個別訪問による見守り支援等を実施して生活再建を進めた、我が国における先駆的な事例。**

被災状況等

- ◆ 沿岸部が津波による浸水被害を受けたほか、沿岸部以外でも、丘陵部を中心に滑動等による宅地被害が多く発生するなど、被災地の中でも、多様な被害が、非常に広範囲にわたって発生した。

体制

- ◆ 生活再建支援員（シルバー人材センター）：最大33人（2013年度）等
- ◆ このほか、市や区の関係課、市社協、委託事業者、専門家等と連携して対応

支援対象者

- ◆ 支援対象者は、**賃貸型応急住宅を含む応急仮設住宅に入居した全世帯**（12,009世帯）を対象とした。



生活再建支援員による
個別訪問の様子



被災者支援
ワーキンググループ（WG）の様子

実施方法

- ◆ 個々の被災者の事情を把握し、関係者が参加する各区のワーキンググループ（WG）を通じて、被災世帯が抱える課題を、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の2つの指標で、4区分に類型化。個別訪問を行うとともに、市において「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、住まいの再建等に関する相談支援、転居支援、健康・生活上の相談支援、就労支援といった、きめ細やかな支援を行った。
- ◆ 類型化により課題を切り分け、住まいの再建については、仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンターを設置し、**伴走型の民間賃貸住宅入居支援**を進めることとし、**日常生活に関する課題については、住まいの再建状況に関わらず、長期的に対応することとした。**

西日本豪雨における倉敷市の災害ケースマネジメントの事例



概要・特徴

○2018年10月に、**倉敷市真備支え合いセンター**（運営：市社会福祉協議会）を設置し、岡山県くらし復興サポートセンター（県の後方支援組織）とも連携しながら、**倉敷市外へ避難・転居した世帯も含めて、被災者への個別訪問・見守り相談支援等を実施。**

被災状況等

◆豪雨により、真備地区全体が浸水被害を受け、特に真備地区の約3割にあたる部分が浸水（高さ最大5m）したことにより、**多数の家屋が被害を受けたため、地区外や市外へ避難する被災者が多かった。**

体制

- ◆支え合いセンター：最大約50人（2018年度）
約10人（2022年度）
- ◆このほか、県・市の関係課、社会福祉法人、県社協等と連携

支援対象者

- ◆支え合いセンターによる、倉敷市見守り・相談支援等事業では、**応急仮設住宅、公営住宅、親戚知人宅、在宅避難者など、被災による仮住まいの状況にある世帯を全て対象とし、個別訪問等を実施。**
- ◆県くらし復興サポートセンターへ協力を依頼し、**倉敷市外へ避難・転居した世帯に対しても、転居先の市町村社協と共に個別訪問を実施。**



見守り連絡員による
個別訪問の様子



支え合いセンターでの
会議の様子

実施方法

- ◆発災直後は、**市保健師やケアマネジャー等個別訪問等を行い、健康面を中心とした状況把握を実施。**支え合いセンター設置後は、健康状態、経済面や住まいの再建の見通し等について伺った上で、**被災者の困り事等の有無を把握し、支援が必要な世帯については、行政や専門の支援機関等へ繋ぎ、それぞれの課題に応じて支援。**
- ◆「日常生活の自立性」と「住まい再建の実現性」の2つの指標で、被災者を4区分に類型化し、**個別の支援計画を策定。そして、個々の支援ニーズ等を踏まえ、支援の優先度や訪問支援の頻度を決定。**
- ◆また、個別訪問・相談支援等のほか、市独自事業として、建築士会や介護支援専門員協会等に委託し、被災者に寄り添った、専門的な支援も実施。

令和3年8月の大雨における大町町の災害ケースマネジメントの事例



概要・特徴

- 2年前の水害を契機に、行政・民間団体の関係者による情報共有の会議体をはじめとした、被災者支援の体制を平時から構築。
- 令和3年8月の大雨時においても、早期の段階から、町の専門部署（地域おこし協力隊員を活用）を中心として、多数のNPO等とも連携しながら、個別訪問や見守り相談等を実施。

被災状況等

- ◆ 記録的な大雨により、浸水被害（床上浸水248棟、床下浸水171棟）が多かったものの、大規模半壊以上となる世帯はなく、住家の応急修理制度の対象にもならない世帯も多かった。

体制

- ◆ 町の専門部署であるCSO連携室（地域おこし協力隊員を活用）を中心に、町内3か所に支援交流拠点を設置。支援交流拠点単位で、町社協、NPO、自治会等と協力し、個別訪問等を実施。

支援対象者

- ◆ 発災当初は、保健師・医療関係者、ボランティア、NPOがそれぞれ個別に情報把握をしていたが、それらを一元的に集約・整理した上で、支援交流拠点を中心として、個別訪問を実施し、支援の必要性がある方の被災者台帳を作成（約350世帯分）。



CSO連携会議の様子



支援交流拠点での
住民同士の交流の様子

実施方法

- ◆ 2021年10月には、在宅避難者を漏れなく把握するため、支援制度申請世帯や、定期的に物資を取りに来ている世帯等を除き、情報把握ができていない約100世帯に、改めて訪問調査を実施。
- ◆ 被災者台帳記載の世帯（約350世帯）のうち、上記約100世帯を除く、残る250世帯については、ボランティアや社協が訪問し、又は、支援制度等の申請手続きに訪れた際に状況を確認した。
- ◆ このように把握した情報を基に、NPOや町社協が検討した結果、支援が必要な世帯は最終的に約50世帯となり、その後も定期的な個別訪問を継続。

能登半島地震の被災地における災害ケースマネジメントの事例



被災市町における取組

【福祉関係】

- 障害を持つ子ども抱える高齢夫婦について、**福祉課の障害担当やNPO**と連携して、福祉避難所への入所支援や継続訪問、仮設住宅の申請支援を実施。

【医療関係】

- 身体に不調がある高齢者の方について、**公立病院の医師や理学療法士**につなぎを行い、高齢者の自宅を訪問し、健康相談を実施。

【住宅関係】

- 自宅が中規模半壊で修繕費が高額になるという悩みを抱えている高齢者の方について、**建築家協会**になぎ、訪問で家屋の再建相談を実施。
- 災害により自宅に段差が生じた高齢者の方について、**技術系のNPO**へのつなぎを行い、三角スロープやすのこを活用した段差解消の助言を実施。

石川県における取組

- 被災市町において、弁護士や行政書士、建築士、ファイナンシャルプランナー等の士業関係者へのつなぎを行うため、石川県において士業関係者等を派遣する「**専門職・アドバイザー派遣事業**」を実施。

- 被災市町と士業関係者の関係性の構築を支援している。

被災地支援センター・被災地復興事業

ご活用ください

専門職・アドバイザー派遣事業

令和6年1月能登半島地震における被災者支援に取り組みされている自治体や市町村域支え合いセンター等を対象に、専門的な知識の提供や相談対応、先災地での経験・助言等が必要な場面に、専門職やアドバイザーを派遣し派遣いたします。

Q. 専門職やアドバイザーは、どんな職種の人なの？

○ 先災地での支援活動経験者 ○ 弁護士 ○ 司法書士
○ ファイナンシャルプランナー ○ 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
その他、経験・助言等と必要のうえに派遣いたします。

Q. どんな場面に依頼できるの？

会議や研修等での情報や助言、イベント開催において、相談窓口開設による相談対応等を想定しますが、他にもこんな場面でお願いしたい等がありましたら、ご相談ください。

申込について

「被災地支援センター・被災地復興事業 アドバイザー派遣事業実施要領」をご覧ください。
ただまご活用ください。

お問い合わせ・申込窓口

石川県被災地支援センター（社会福祉法人 石川県社会福祉協議会）
電話 076（216）8800 申込アドレス sasaka@nik-shokyo.or.jp
URL <https://www.nik-shokyo.or.jp/> [石川県社会福祉協議会](#) [お問い合わせ](#)

災害ケースマネジメントの実施（支援拠点の設置）



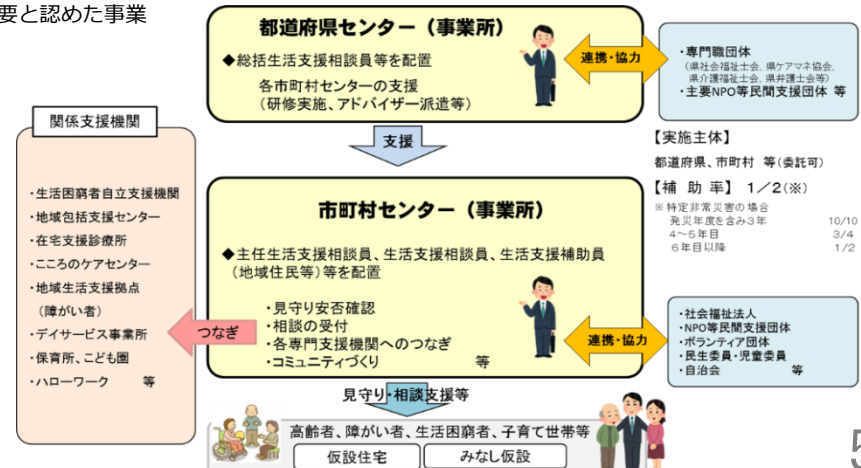
- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置・運営方法を検討する。
- 応急仮設住宅供与段階以降は、被災者の自立・生活再建を図るため、継続的な支援を実施する必要があることから、地域支え合いセンターなどの支援拠点の設置を積極的に検討する。

【地域支え合いセンターの設置例】 （岡山県倉敷市）



<被災者見守り・相談支援等事業（厚生労働省社会・援護局）>

- 目的：被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。
- 実施主体：都道府県、市町村等（委託可）
- 補助率：1/2
※ 特定非常災害の場合 発災年度を含み3年 10/10、4～5年目を3/4、6年目以降 1/2
※ R3年度～、自治体負担について特別交付税措置（地方負担額×0.8）
- 事業実施期間：災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中
- 実施内容：
 - ・被災者の見守り・相談支援等を行う事業
 - ・応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - ・応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
 - ・応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
 - ・被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
 - ・被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
 - ・被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
 - ・その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業



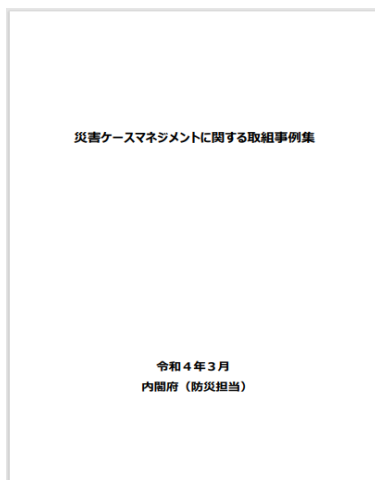
災害ケースマネジメントに関する 内閣府の取組・お願い

災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組①



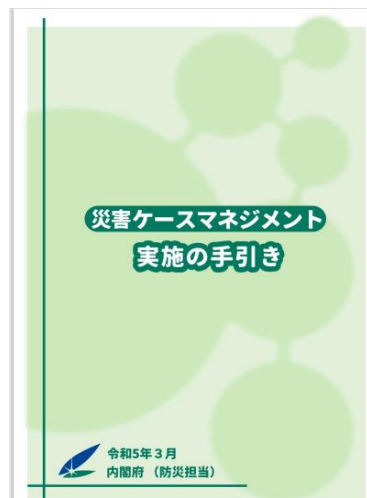
令和3年度	・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた <u>取組事例集</u> を作成・公表
令和4年度	・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた <u>手引書</u> を作成・公表（3月） ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施
令和5年度	・令和5年5月の防災基本計画の見直しにおいて、「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確化 ・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした <u>地方公共団体及び関係民間団体向け説明会</u> を10つの都道府県と連携して実施
令和6年度	・地方公共団体及び関係民間団体向け説明会を5つの都道府県と連携して実施。 ・平時からの災害ケースマネジメント実施体制を整備するため、 <u>4自治体と連携してモデル事業を実施</u> ・全国レベルの関係団体で構成される <u>災害ケースマネジメント全国協議会</u> を設置。

【災害ケースマネジメントに関する取組事例集】
（令和4年3月作成）



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/zenpen.pdf>

【災害ケースマネジメント実施の手引き】
（令和5年3月作成）



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>

「災害ケースマネジメント実施の手引き」構成



第1章はじめに・第2章災害ケースマネジメントの基本的考え方と取組の概括

○災害ケースマネジメントとは（定義）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

○災害ケースマネジメントの効果

- ✓ 災害関連死の防止
- ✓ 避難所以外への避難者への対応
- ✓ 支援漏れの防止
- ✓ 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等

第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備 （平時からの取組）

○実施主体の確認

- ✓ 防災部局と福祉部局の連携

○関係機関との連携体制の構築

- ✓ 社会福祉協議会、NPO等との顔の見える関係の構築

○市町村地域防災計画への位置づけ

- ✓ 地域福祉計画等への位置づけも推奨

等

第4章 災害ケースマネジメントの実施

※発災直後以降を3つの段階に分けて取組を記載

○支援拠点の設置

○アウトリーチによる被災者の状況の把握

○情報連携会議・ケース会議の開催

○支援記録の作成

○課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

○継続的な支援の実施

等

第5章 災害ケースマネジメントの実施に係る 個人情報の取扱いについて

第6章 災害ケースマネジメント実施者 の研修・支援について

第7章 都道府県の役割

第8章 大規模広域災害の発生 に備えた準備について

第9章 災害ケースマネジメントの評価と改善 （次の災害への備え）

第10章 福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

第11章 災害ケースマネジメントの実施に係る デジタル技術の活用について

【付属資料】

付属資料1：用語集

付属資料2：主な被災者支援関連制度集

付属資料3：地方公共団体の独自支援制度等

横断的事項

総論

実施に関する事項

災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組②（令和6年度）



- 地域における顔の見える関係の構築を図るため、社会福祉協議会等の福祉関係者や土業関係者、NPO等の有識者に取組の紹介等の講演をいただく説明会を都道府県と連携して実施しており、令和6年度においては5つの都道府県と連携して開催。
- 令和6年度からは新たに、平時から災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、モデル自治体を選定した上で各団体における取組を後押しするためのモデル事業を4自治体と連携して実施。

【モデル事業実施団体】伊勢市、岡崎市、愛知県、高知県

自治体名	事業（例）
伊勢市	発災直後～避難所運営段階のフェーズにおけるアウトリーチの際に使用する様式を関係者の意見交換も行いながら作成
岡崎市	災害ケースマネジメント推進会議の開催、地域で担い手となる人材の育成研修
愛知県	NPOと連携したワークショップを含む研修会
高知県	高知版災害ケースマネジメントの手引きの周知、具体的な事例を扱う研修会

【説明会開催団体】北海道、茨城県、富山県・長野県、鳥取県

プログラム例

(1) 基調講義

学識経験者による講演等

(2) 事例紹介

社会福祉協議会や土業関係者、NPO、専門職の有識者が過去の災害時における取組を紹介

(3) グループワーク

具体的なケースを題材に被災者当事者の状況を理解し、支援につなげるまでを議論

共催：内閣府 北海道

災害ケースマネジメントに関する 地方公共団体及び関係民間団体向け 説明会

参加
無料

被災者の主体的な自立・生活再建を目指して、災害ケースマネジメントをどのように進めていくか。取組の広がりについて考える

災害時、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する「災害ケースマネジメント」が各地で進められてきています。

災害ケースマネジメントを各地域で進めていくために、災害ケースマネジメントに関わる様々な立場の方から取組や事例を伺い、この取組の広がりについて考える機会を設けます。

日時	令和6年11月7日(木) 13:30～16:30 (開場 13:00)
会場	会議・研修施設 ACU 大研修室1614 (〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目アステイ45 16F)
定員	100名 程度

プログラム
(予定)

基本的事項について学ぶ事前講義映像(約50分)を視聴のうえご参加ください。

導入講義	鍵屋 一 氏	跡見学園女子大学 観光コミュニケーション学部 教授
事例報告	今井 喜代子 氏	むかわ町 保険介護課 主任介護支援専門員
	坂本 豊 氏	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 地域福祉部 市民活動推進課 課長
	篠原 辰二 氏	一般社団法人Wellbe Design 理事長

グループワーク 【被災当事者の状況を理解する】
過去の災害ケースマネジメントの実践から具体的なケースを取り上げ、被災者の置かれている状況や困りごと、課題などを考えます

お申込み

次のURLか二次元コードよりお申込みください。
<https://dynax-eco.com/dcm2024/hokkaido/>

申込・参加に関する
問合せ

災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会事務局
株式会社ダイナックス都市環境研究所 担当：鈴木、小池、津賀
〒105-0003 東京都港区新橋3-15-12 GHOUSE 5F
TEL：03-5402-5355 Mail：dcm2024@dynax-eco.com

研修内容に関する
問合せ

北海道 総務部 危機対策局危機対策課 危機管理係（担当：樋口、我満）
TEL：011-204-5014
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付（担当：信藤）
TEL：03-3593-2849

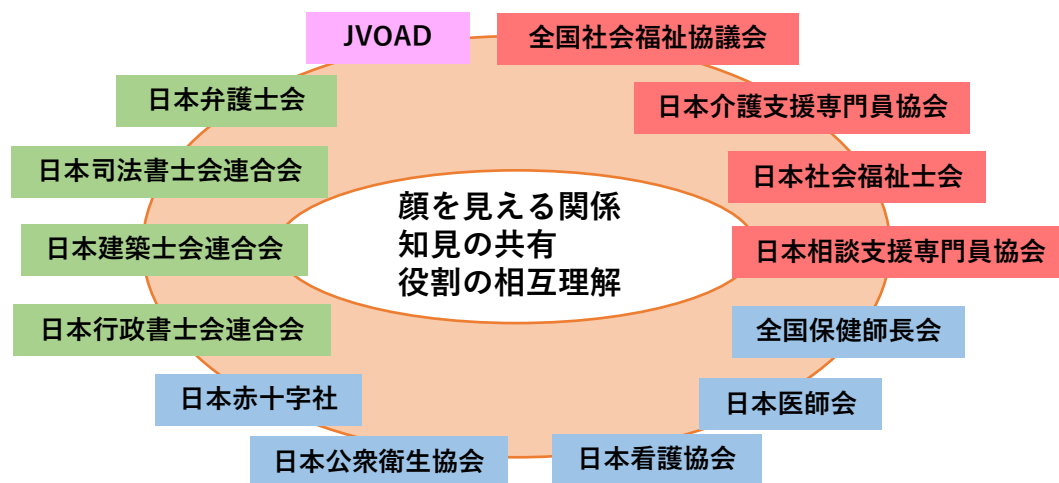
説明会の広報チラシ

災害ケースマネジメント全国協議会について

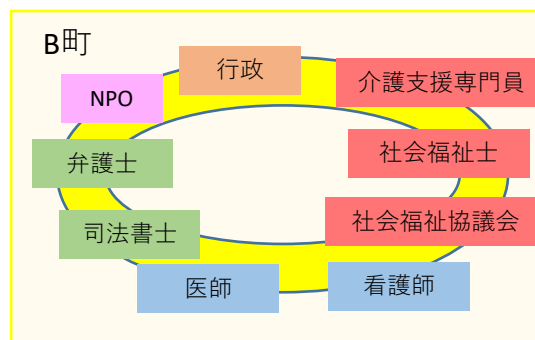
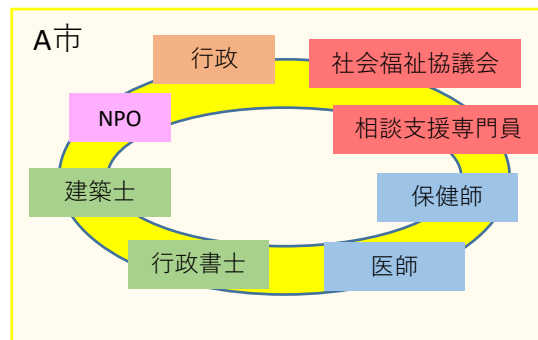


- 令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置し、関係団体間で顔の見える関係を構築するとともに、それぞれが持つ知見の共有や役割について相互理解を図る。
- 当該協議会は年に1回から2回程度の頻度で開催する予定であり、議題はその都度設定し、その年に起きた災害における各団体の取組の紹介や課題となっている点について、各団体から意見をいただき、議論を深めることなどを想定。
- 全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域レベルで災害ケースマネジメントに携わる関係者の平時からの連携を後押し、災害ケースマネジメントのより一層の促進を図る。

災害ケースマネジメント全国協議会



地域レベルの取組を後押し



【構成団体】

全国社会福祉協議会	日本介護支援専門員協会
日本社会福祉士会	日本相談支援専門員協会
全国保健師長会	日本医師会
日本看護協会	日本公衆衛生協会
日本赤十字社	日本行政書士会連合会
日本建築士会連合会	日本司法書士会連合会
日本弁護士連合会	
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）	



第1回の様子

実施の準備（平時からの取組）



- 災害ケースマネジメントの円滑化な実施のためには、①市町村内の実施主体の確認、②関係する機関、民間団体との連携体制の構築、③地域防災計画等への位置づけ、④研修の実施、といった平時からの準備が重要。
- 災害時は、インフラの応急復旧対応、避難所運営等、多くの業務が発生することから、体制が逼迫することとなる。その中で災害ケースマネジメントの実施体制等についても検討を行う場合、結果的に被災者支援の遅れにつながる懸念される。
- 平時からの準備が災害ケースマネジメントの迅速かつ効率的な実施につながり、被災者の自立・生活再建を進める。

【実施主体の確認】

- ✓ 中心となって進める部局をあらかじめ検討し、実施体制を明確にしておく。
- ✓ 防災部局や福祉部局のみならず、企画部局や総務部局等を中心とした体制も有効。
- ✓ 市町村の規模や既存の体制等、地域の実情に応じて検討することが大事。

【地域防災計画への位置づけ】

- ✓ 市町村の災害時の対応は、地域防災計画に基づいて実施される。
- ✓ 災害ケースマネジメントの実施や体制について、地域防災計画等の制度に位置づけておくことで、災害時の対応・分担を明確にしておく。
- ✓ 地域福祉計画等の関連する計画への位置づけも推奨。

【関係する機関、団体との連携体制の構築】

- ✓ 災害ケースマネジメントは官民の連携が重要。
- ✓ 平時から地域で活動する社会福祉協議会や社会福祉法人、士業団体（弁護士、税理士、建築士等）、連携先との関係作りを行う。
- ✓ 顔の見える関係を構築しておくことで、災害時の速やかな連携を確保。

【研修の実施】

- ✓ 災害ケースマネジメントの実施には様々なスキルが必要となる。それぞれの参画する立場に応じた研修を実施。

（例）

- ◆ 被災者との関係作りや状況の把握、課題の発見に必要なコミュニケーションに関する研修
- ◆ 被災者の活用できる支援制度に関する研修 等

個別避難計画はどのようなものか？

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70% (131人/199人) (高齢者の死者数/全体死者数)

(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合
約80% (45人/51人))

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65% (55人/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79% (63人/80人)

(うち熊本県 約85% (55人/65人))

注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだ。いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成に着手している市町村：1,581団体(91.8%)、未作成：141団体(8.2%)

令和6年4月1日現在
n=1,722団体(石川県管内市町(19市町)については、令和6年
能登半島地震の影響に鑑み、本調査の対象としていない。)

対象者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

し、災害時は本人等の同意を要しない

避難支援等実施者に関する記載等のイメージ

(個別避難計画のイメージ)

● ● 町 個 別 避 難 計 画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏 名	坂東 太郎		性 別	男 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 聞こえに関して支援していただきたいです		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234			

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体を守ることが大前提です。
また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。
避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載等することも可能です。

ふ り が な	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	できること ☒ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先に一緒に行く ☒ その他 ※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認
氏名又は名称	福祉 梅子		
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		

ふ り が な	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	できること ☐ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 避難先に一緒に行く ☐ その他 ※具体的に書いてください
氏名又は名称	◆◆自治会		
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やし、欄外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。
災害の状況によっては、記載のとおり避難 できない場合もあります。
その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

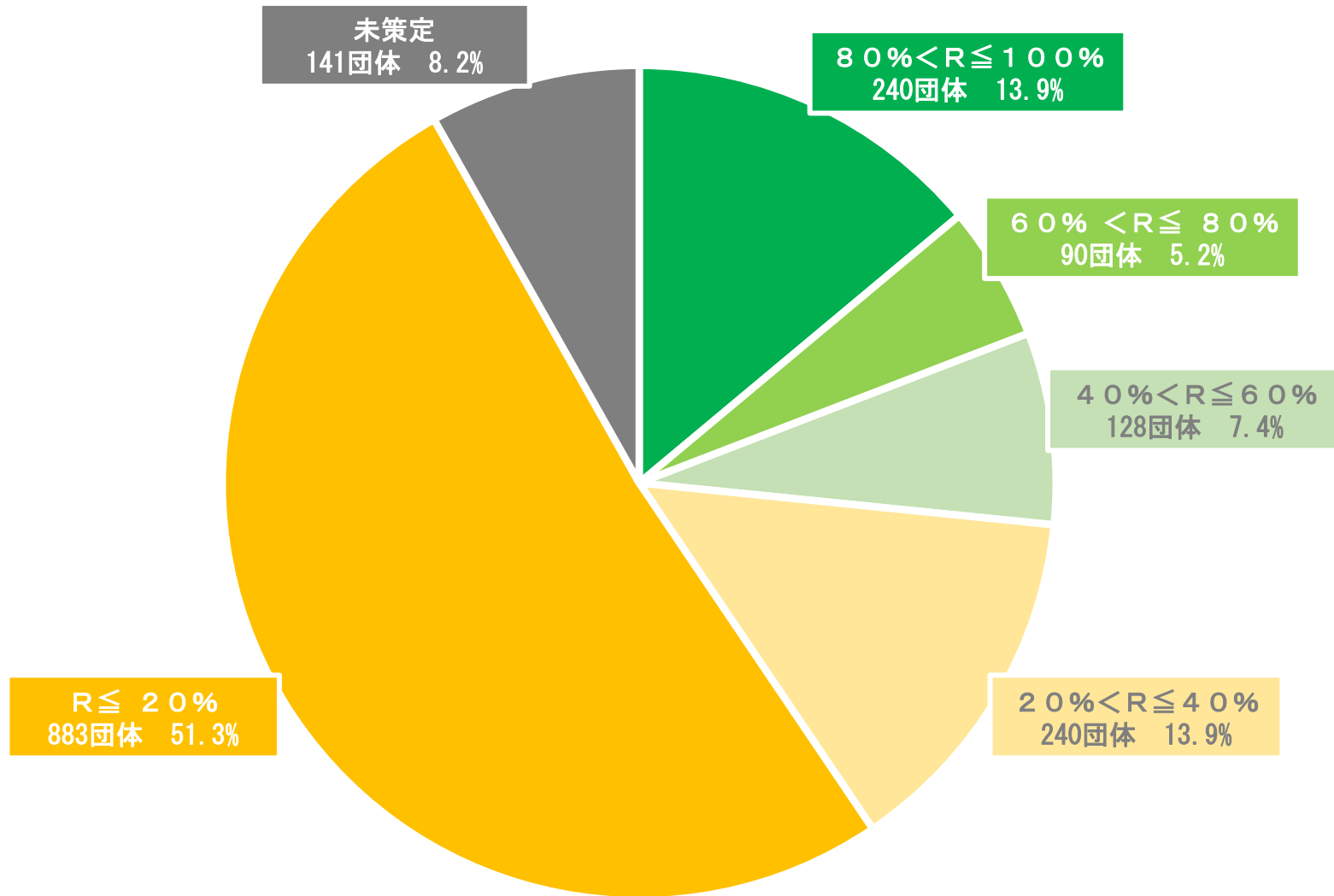
避難 先 自宅（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	避難経路 自宅→町道●号線を渡る→◆◆公民館 （道路をはさみ自宅向かい） ※自宅前に流雪溝があります。 雪が積もっている時季には見えにくいので気を付けてください。	その他 玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備している、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。
---	---	---

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●

個別避難計画の 作成に関する取組状況等

個別避難計画の策定状況

令和6年4月1日現在

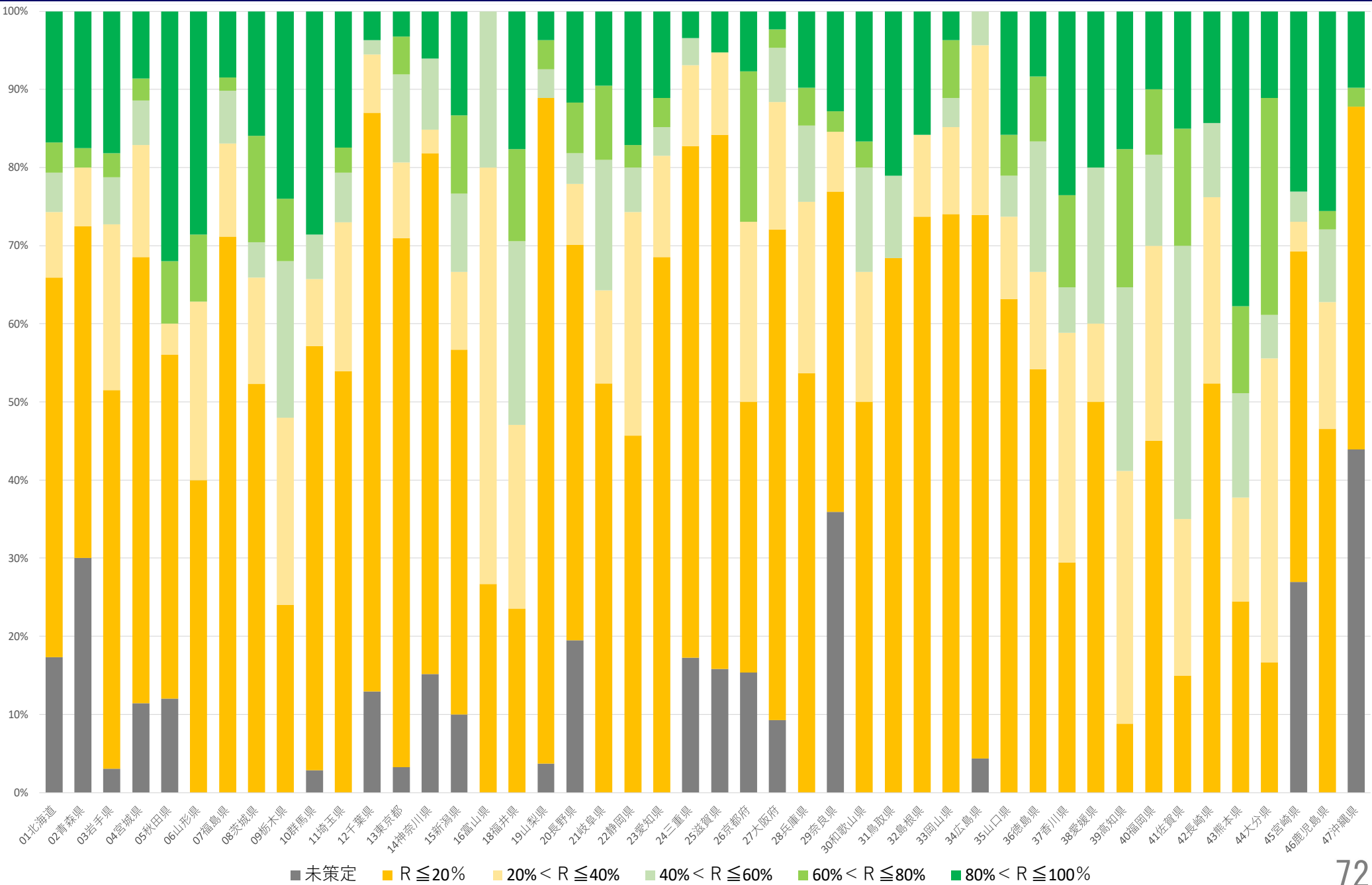


R=各市町村ごとの個別避難計画の策定済数／各市町村ごとの避難行動要支援者の数

n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。）71

都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在



都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在

都道府県	市町村数	80%＜R≤100%	60%＜R≤80%	40%＜R≤60%	20%＜R≤40%	R≤20%	未策定	都道府県	市町村数	80%＜R≤100%	60%＜R≤80%	40%＜R≤60%	20%＜R≤40%	R≤20%	未策定
01北海道	179	30	7	9	15	87	31	26京都府	26	2	5	0	6	9	4
02青森県	40	7	1	0	3	17	12	27大阪府	43	1	1	3	7	27	4
03岩手県	33	6	1	2	7	16	1	28兵庫県	41	4	2	4	9	22	0
04宮城県	35	3	1	2	5	20	4	29奈良県	39	5	1	0	3	16	14
05秋田県	25	8	2	0	1	11	3	30和歌山県	30	5	1	4	5	15	0
06山形県	35	10	3	0	8	14	0	31鳥取県	19	4	0	2	0	13	0
07福島県	59	5	1	4	7	42	0	32島根県	19	3	0	0	2	14	0
08茨城県	44	7	6	2	6	23	0	33岡山県	27	1	2	1	3	20	0
09栃木県	25	6	2	5	6	6	0	34広島県	23	0	0	1	5	16	1
10群馬県	35	10	0	2	3	19	1	35山口県	19	3	1	1	2	12	0
11埼玉県	63	11	2	4	12	34	0	36徳島県	24	2	2	4	3	13	0
12千葉県	54	2	0	1	4	40	7	37香川県	17	4	2	1	5	5	0
13東京都	62	2	3	7	6	42	2	38愛媛県	20	4	0	4	2	10	0
14神奈川県	33	2	0	3	1	22	5	39高知県	34	6	6	8	11	3	0
15新潟県	30	4	3	3	3	14	3	40福岡県	60	6	5	7	15	27	0
16富山県	15	0	0	3	8	4	0	41佐賀県	20	3	3	7	4	3	0
18福井県	17	3	2	4	4	4	0	42長崎県	21	3	0	2	5	11	0
19山梨県	27	1	1	1	0	23	1	43熊本県	45	17	5	6	6	11	0
20長野県	77	9	5	3	6	39	15	44大分県	18	2	5	1	7	3	0
21岐阜県	42	4	4	7	5	22	0	45宮崎県	26	6	0	1	1	11	7
22静岡県	35	6	1	2	10	16	0	46鹿児島県	43	11	1	4	7	20	0
23愛知県	54	6	2	2	7	37	0	47沖縄県	41	4	1	0	0	18	18
24三重県	29	1	0	1	3	19	5	合計	1,722	240	90	128	240	883	141
25滋賀県	19	1	0	0	2	13	3	率	100.0%	13.9%	5.2%	7.4%	13.9%	51.3%	8.2%

避難行動要支援者名簿の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの

【市町村の作成状況】 名簿作成済：1,722団体（100%）

令和6年4月1日現在

n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。）

対象者

- 要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成しておかなければならない（義務規定）

※対象者である避難行動要支援者の把握に市町村は努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記載内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

名簿情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者に係る名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

個別避難計画の有効性や
関係者との連携の取組等の状況



個別避難計画の有効性

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。
令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、**みんなで情報を共有して話し合っ**て一緒に個別避難計画を作成したことが、**地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。**また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を支援してくださる方を見い出すことにもつながった。さらに、個別避難計画の作成に**本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。**

【台風第14号（令和4年9月18日）】（黒潮町 20代 男性 町役場職員）



地域の関係者が集まり計画を作成するようす



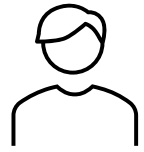
支援者と避難するようす（訓練）



津波避難タワーへの避難のようす（訓練）

市町村のための 水害対応の手引き（令和6年5月 内閣府（防災担当） P.8～P.10 「被災市町村職員の声」より
https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/suigaitebiki_r605.pdf

※写真はイメージ（令和4年度内閣府個別避難計画作成モデル事業成果発表会における黒潮町のスライドより）



簡易に実施できる 避難訓練「ひなんさんぽ」

計画の実効性を高めるにあたり、訓練を提案したが、ハードルが高く捉えられてしまい、実施に至らなかった。（課題）

訓練というと、多大な労力がかかるイメージだったので、**名称を親しみやすく**したうえで、**内容を、計画上の避難施設まで移動する事に限定した「ひなんさんぽ」**を提案した。（取組の方針や内容）

やってみたくなる取組のため、複数の地域が実施し、**「ひなんさんぽ」の実施中に雑談するなどのコミュニケーションが生まれ**、気づいた事があれば、計画を修正するなど、実効性の確保に繋がった。（取組の成果・結果）

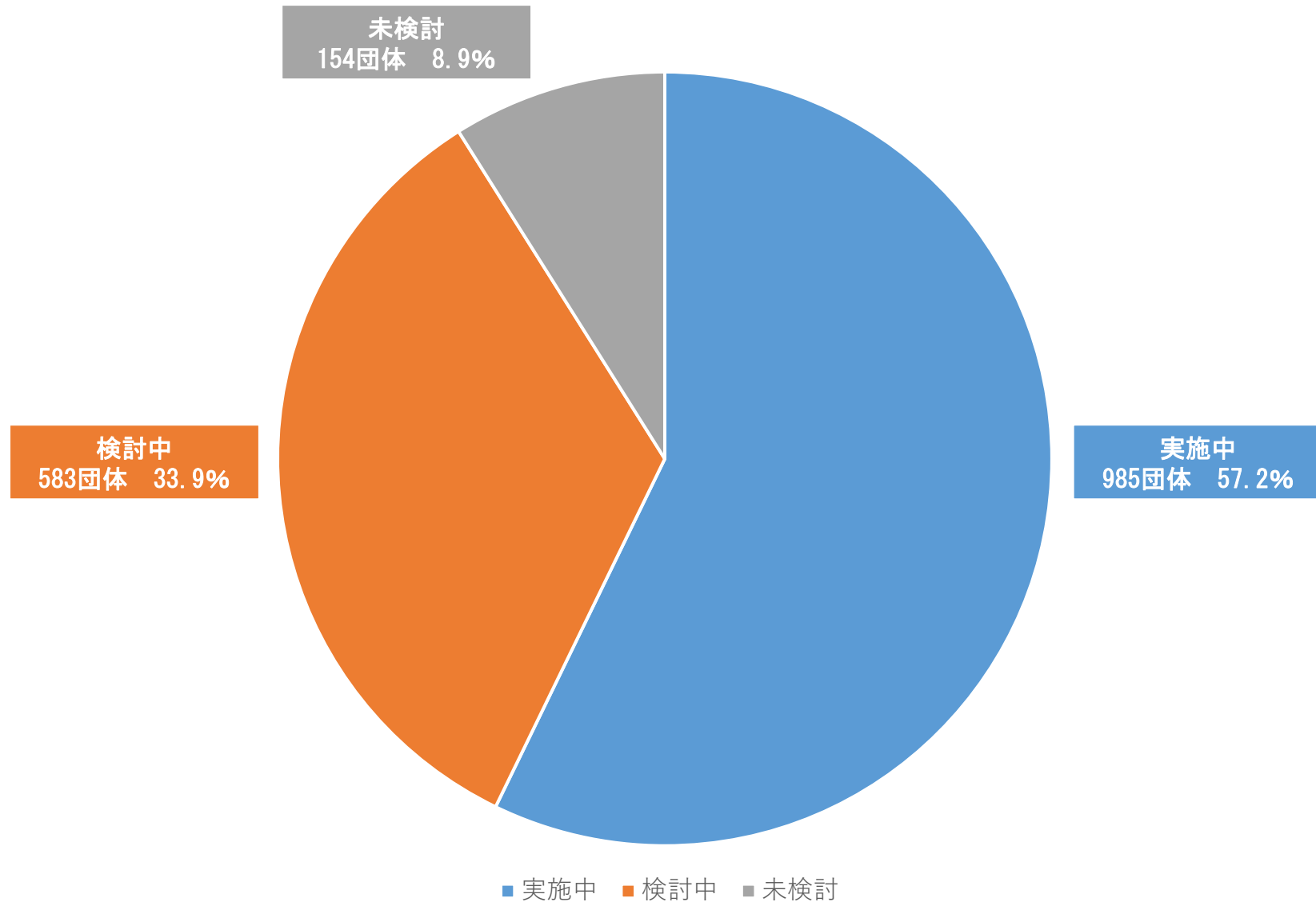
訓練という形式に拘らず、個別避難計画の制度上、一番重要な、実効性の確保にポイントを限定したうえで、**要支援者が参加したいと思える**取組としたこと。（成果が得られた理由）

（愛知県岡崎市）

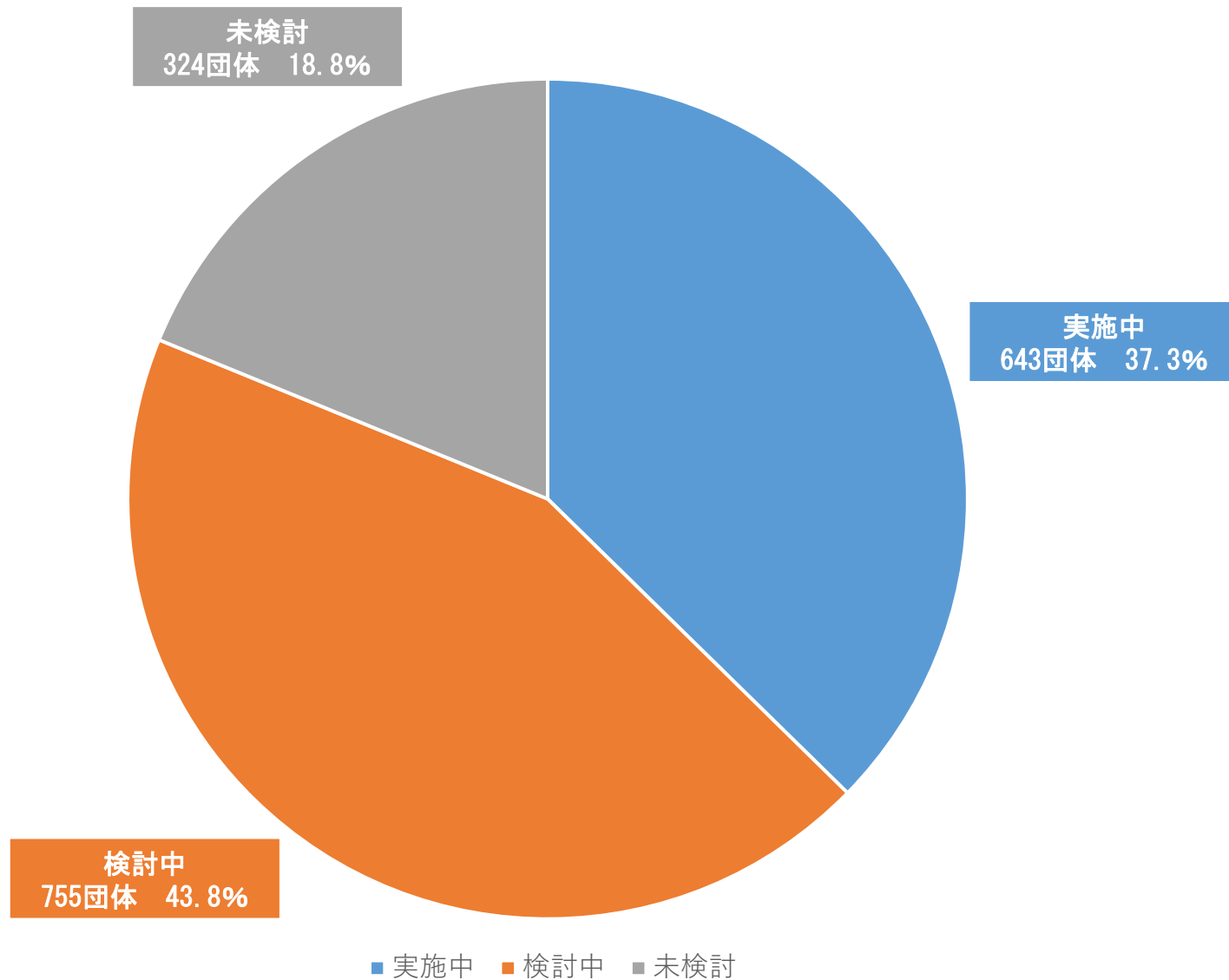


「ひなんさんぽ」のようす





n=1,722団体(石川県管内市町(19市町))については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査(令和6年4月1日時点)の対象としていない。)



個別避難計画作成の取組への
支援策等はあるのか？

個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

<作成に係る財政措置・支援策>

(財政措置)

- 令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置

(支援策)

- 作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）

→作成手順等をわかりやすく示した手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和5年1月）

- 優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府予算事業）

《令和3年度と令和4年度（実績）》

- ・自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。

市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（R3:34団体、R4:23団体）注）特別区も市町村事業の対象

都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして

改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（R3:18団体、R4:11団体）

《令和5年度と令和6年度》

- ・都道府県における市町村支援のノウハウの蓄積や普及を図るため、モデル事業を実施※

※令和5年度：北海道、山形県、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、長崎県、鹿児島県、沖縄県（16団体）

令和6年度：北海道、秋田県、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、滋賀県、京都府、奈良県、佐賀県、長崎県（14団体）

《令和7年度（予定）【0.3億円】》

- ・都道府県における市町村支援のノウハウの蓄積や普及を図るため、モデル事業を実施
（全国協議会等の開催や関係団体との連携した取組の加速を支援する事業を重点に）

- 活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知

※防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

※デジタル田園都市国家構想交付金は、個別避難計画に係るシステムの導入に活用できる可能性がある

個別避難計画推進全国協議会 について

「個別避難計画推進全国協議会」の開催について

1. 趣旨

近年の自然災害の頻発化と激甚化を受け、高齢の方や障害のある方などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の際に支援が必要な避難行動要支援者について、災害に備え平時から個別避難計画を作成することが、令和3年の災害対策基本法の改正において市町村の努力義務とされた。個別避難計画作成の取組を進めるには、対象者である要介護の高齢の方や障害のある方のことをよく知る福祉や保健などの関係者の参画を得て、自治会などの地域活動の担い手に協力をいただくとともに、関係者の間で防災に関して共通の認識を持ち、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る情報の提供を受け、協力が可能となるよう、顔の見える関係性を構築し、関係団体の間で知見の共有を図り、それぞれの役割について理解を深めるため「個別避難計画推進全国協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成団体・オブザーバー一覧

【構成団体】（社福）全国社会福祉協議会

全国自治会連合会

全国保健師長会

（一社）日本介護支援専門員協会

日本障害フォーラム

（公財）日本消防協会

（NPO法人）日本相談支援専門員協会

（一財）日本防火・防災協会

【オブザーバー】全国知事会、全国市長会、全国町村会

3. 協議会の議事

協議会は公表とする。

4. 協議会の庶務

協議会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）において処理する。

※令和6年度個別避難計画推進全国協議会は令和7年1月8日に開催した。



令和6年度個別避難計画推進全国協議会の様子

みなさまが個別避難計画の作成に
より取り組みやすくなるために

みなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

- できることから、できる方法で、まず、行動してみましよう。
- 個別避難計画の作成に取り組む庁内・庁外の連携体制や様式等、そして、作成した一つ一つの計画の内容は、最初から100点満点である必要はありません。
- うまくいったことや、うまくいかなかったことなどの経験や地域の実情などを踏まえて、少しずつ体制や様式等の改善、そして、記載内容の充実へと、だんだんと良いものにしていきましょう。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、あまりとらわれないようにしましょう。
- 避難行動要支援者名簿に記載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することや、ノウハウを蓄積するために、試行的な取組をすることは、問題ありません。まずは、作成への一歩を踏み出してみましよう。
- 避難支援等実施者は、その負担を考慮して、複数で役割を分担することもよいことでしょう。また、今は記載等できなくても、今後の調整の中で、段階的に記載等していくことも考えられること、そして、個人でなく、福祉事業所やボランティア団体、自主防災組織や自治会などの組織や団体も考えられることを思い出してみましよう。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきましょう。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々によいものにしていきましょう。
- 避難行動要支援者名簿に記載等されている方全員について5年間で作成することが求められているわけではありません。このような方々のうち、想定されている浸水深が大きいなどのハザードが厳しいところにお住まいである、要介護状態区分が高い、障害の程度が重いなど、優先度が高いとそれぞれの市町村が考えた方について、令和3年から5年程度で作成することをひとまずの目標とすることが示されています。
- 個別避難計画に取り組む目的は、避難の可能性を高めることなので、「作成すること」＝「避難の実効性を高めること」と考えてみてはどうでしょうか。
住んでる場所でどんな災害が起きるのか、また、実際に避難先に行ってみて、避難先がどこかを知ることなどで避難の実効性を高めることができます。
- 個別避難計画は、関係者がみんなでスクラムを組む気持ちで取り組みましよう。
- 困ったことがあったら、ともに個別避難計画に取り組む全国の市町村、都道府県、内閣府などに、相談してみてください。みんなで一緒に考えていきましょう。

